

81-883

因幡國史談目次

第一章	國名の起源の事	一
第二章	鳥取といふ地名の事	二
第三章	因幡國沿革の事	三
第四章	鳥取城創建沿革之事	四
第五章	諸城之事	五
布施城	六	
玉津城	九	
鹿野城	六	
秋里城	九	
若櫻城	七	
甄山の城	一〇	
浦富城	七	
第六章	鳥取の繁榮におもむきし事	一
第七章	宇都山之事	二
第八章	三角山之事	三
第九章	面影山之事	四
第十章	都々築山之事	五
稻葉川	一三	
市場城	八	
全	一	
二	二	
三	三	
四	四	
五	五	
六	六	
七	七	
八	八	
九	九	
十	一〇	
十一	一一	
一二	一二	
一三	一三	
一四	一四	
一五	一五	



第十一章 霞里之事
第十二章 神の御子石之事
第十三章 副山並副瀧之事
第十四章 袋川之沿革及び鉱
第十五章 地震大火洪水之事
第十六章 鐵山採掘之事
第十七章 諸種工業之事
第十八章 各所温泉由來之事
第十九章 宇部神社之事
第二十章 榎溪神社之事
第二十一章 榎溪神社碑陰誌
第二十二章 榎溪神社之事
第二十三章 聖神社之事
第二十四章 倉田八幡宮之事
第二十五章 金峰神社之事
第二十六章 美取神社之事
第二十七章 賀露神社之事
第二十八章 白菟神社之事
第二十九章 賢沼神社之事
第三十章 日吉神社之事
第三十一章 松上神社之事
第三十二章 加知彌神社之事
第三十三章 鶯峰神社之事
第三十四章 大雲院之事
第三十五章 興禪寺之事
第三十六章 龍峯寺代事

第三十七章	最勝院之事	四一
第三十八章	寶珠院之事	四二
第三十九章	毘沙門堂之事	四三
第四十章	摩尼寺之事	四四
第四十一章	常智院之变	四五
第四十二章	本光寺之变	四六
第四十三章	正蓮寺之事	四七
第四十四章	谷村觀音堂之事	四八
第四十五章	吉野堂之事	四九
第四十六章	大安興寺之事	五〇
第四十七章	橫枕藥師王堂变	五一
第四十八章	長谷觀音之事	五二
第四十九章	氣多ヶ崎之事	五三
第五十章	湯山池之事	五四
第五十一章	石堂之事	五四
第五十二章	蒲冠者源範賴墓之事	五六
第五十三章	柳原權中納言量光卿墓之事	五七
第五十四章	山中鹿之助宰盛墓之事	五八
第五十五章	吉川經家墓之事	五九
第五十六章	吉岡將監定勝之事	六〇
第五十七章	龜井武藏守茲矩墓之事	六一
第五十八章	舊藩租池田光仲朝臣略傳之事	六二
第五十九章	舊藩政之概畧之事	六三
第六十章	風俗之事	六四
第六十一章	伊良子仲藏之事	六五
第六十二章	土方稻嶺之事	六六
第六十三章	安藤伊右衛門之事	六七
第六十四章	王政復古前後の騒擾附殉難諸士之事	六八

第六十五章 池田慶徳朝臣の略傳の事

第六十六章 田村貞彦之事

第六十七章 飯田年平之事

第六十八章 諸學校之事

第六十九章 近江屋墓之縁起

六六

六七

六八

六九

七一

因幡國史談

第一章

國名の起源の事

因幡國ハ往古稻羽又は稻葉とも書き記せり其原法美郡稻葉郷より出て、一國の總稱となれるなるべし。郷名の本義は稻葉によりたる名ならん。一郡一郷の名より出て、其の國の總稱となれるものは大和の大和郷土佐の土佐郷安藝の安藝郷等其例少からず稻葉を因幡と書き改めたもは。

元明天皇の和銅六年國郡名は凡て二字に書く可く盡く好字を用ふへしとの詔勅によれるものにて山背を山城となし淡海を近江となし多邇麻を但馬と改めたる類なり。然るに世には因幡てふ文字に泥みて武内宿禰の幡を持ちて當國に下り凶徒を平げらしともて幡を因みすといふ義なり。又 尤恭天皇の御子輕皇子但馬に逃れ給ふとき歩行すやも敵なき所へだに往るはと宣ひしによる等の説あれとも信するに足らす。

第二章 鳥取といふ地名の事

鳥取は和名抄にも見ゑて元郷の名なり 其本義は日本記に

垂仁天皇の御子譽津別

命御年三十歳迄の言ひ給をさりしか

一

天皇大に悦はせ給ひて天湯河板舉として此鳥を尋求めしめ給ひしに出雲國宇夜江に詣り漸く捕へ得て献りければ 天皇嘉稱し給ひて姓を鳥取の造と賜はり鳥取部鳥養部を定めさせ給ひし事見たり古事記には山部大鷦といへる人鷦を尋ねて木の國より針間國に到り又稻羽國を越ゑ且波多邇麻の國に至り其より高志國和那美の水門にあふを張りて其島を捕らへ献りまと以上の説もて考ふるに鳥取ぞいへる地名も此鳥取品治郷（譽津に同）といふ地名あるにても其因縁ある事知られぬへし鳥取てふ地名は河内和泉伊勢丹後備前にもありて同じ故事に因りたる地と聞ゆ又俗説に此地昔は大場といひしによると確説にハあらす

第三章 因幡國沿革の事

太古の事跡は國史傳記に微すへき者無ければ其詳ある事ハ記し難けれとも大寶以後制。

度漸く備はるにしたがひ此國の格をは上國と定められ守介掾目を置き今之法美郡國府を設けて一國の政務を掌らしめたり守牧の任ハ國造本紀に 成務天皇乃御時彦多都彥命を稻葉の國造に任し給ひじぞいふを始めとす一説に同朝又火已貴命十四代の孫武牟口命ぞいふ人あひ日本武尊の西征に従ひしカ針間國よモ別に詔をうけて稻葉を征討せられしカ此命の三世の孫伊共和斯彦命稻葉の國よ任せられたるよしにて伊福部氏其後なまといへモ又 仁德天皇の御時武内宿禰本國よ下向し草昧を開き國中を鎮撫し子孫として牧宰の任を世襲せしめられたりともいへり其後著名ある國司にハ大伴家持淡海三船在原行橋平行平大江廣元等在モ降りて 後醍醐天皇建武中興の御時名和長年伯者守にて本國の守護を兼ねたり興國元年足利尊氏の山名時氏をして因伯の守護たらしめしカ嘉吉三年其遺族勝豊初め布施城に治し天文中其曾孫誠通鳥取城を築く長臣番手に在城しけり既にして宗家祐豊を隙を生じ兵を交へて敗死す子幼なるを以て家臣和と祐豊に納れ祐豊弟豊定を遣りて國を監せしめ布勢城に居る豊定卒して子豊數代り立つ永祿年中家臣武田高信其主の誠通ノ二子源七郎次郎を殺し鳥取城に據て叛く豊數之次伐ちて克たず元龜二年豊數卒し弟豊國立づ天正元年山中幸盛に合して高信を誅す既に

して毛利氏來り攻め豊國^{たひ}毛利氏に屬せしが同八年羽柴秀吉當國^{ハシ}攻圍や豊國出で秀吉^ス投す^{天正元年より同八年まで在城八ヶ年の興國元年より天正八年まで山名時氏より同豊國まで十二世其一族山名三上氏豊弘ヲ守護代とす其後毛利氏の將牛尾春重^カ濃郡^{今岩井郡}浦富桐山城を攻む牛尾氏矢にあたりて死す同九年毛利氏の一族吉川經家として城を守る秀吉之と聞き大兵を卒ひ来て之が陷れ悉く當國を定め當城へ宮部繼潤^{五万五千石邑美法}^{美八上高草四郡主}若櫻城は木下長俊^{二万石}鹿野城は龜井茲矩^{一万石氣}^{多郡主}浦富城^ハ垣屋光成^{一万石}^{岩井郡}封せらる慶長五年徳川氏の時繼潤の子定行^ハ陸奥^ス謫^シ木下氏攝州天王寺に生害す垣屋光成子恒総高野山に自害^ヒ同六年池田長吉^ハ鳥取^{六万石}^{四郡主}龜井茲矩^ハ鹿野^{三万八千石}^{氣多高草}山崎家盛^ト若櫻^{二万四千石八}^{東智頭二郡}又封す元和三年封^シ^{三十二}鳥取^{子長幸}^ハ鹿野^{子政矩}^ト若櫻^{山崎家盛}の三藩^ハ他國に徒して池田光政君^ト因伯^二國に封^シ^{三十二}鳥取に治せむ^ハたり寛永九年備前に移封せられしめは其の從弟光仲君代り之を領せられ^シ^{三千石}明治維新の際鳥取藩^ト廢して鳥取縣を置^ハれ同九年島根縣に合併せられ^シ同十四年又再び鳥取縣を置かれたり}

第四章 鳥取城創建沿革之事

鳥取城は一名を久松城といふ久松山に據るを以てもり創建は天文十四年山名誠通布施城の爲めに築きたるに塞にして田原某の經畫なりき當時は山名氏の家臣交番之を守りしか長臣武田高信異圖ありければ自ら請ふて常番となり永錄六年終に叛きて此城に據り國中の大半を抑領せり天正の初め山名豊國^ハ高^ト高信を誅^シ布施より鳥取城に移りて以て本鎮を定む同八年羽柴秀吉來り攻む豊國秀吉に降る同九年豊國の家臣森下道祐中村大炊等猶ほ毛利氏の一族吉川經家を奉して秀吉をふせく是時城中士民僅に四千余人糧米皆賣り盡して唯二月の糧をあますに過ぎず經家急を毛利氏に告ぐ救糧皆敵乃掠奪に逢へり此時秀吉兵六万余を帥て帝釋山に陣し鳥取丸山の二城^ハ攻^ム圍^ム城中糧盡きて六月より十月に至る經家支ふることあたはず自殺して城中乃士卒を免せんと請ひしに秀吉快く之を諾して監吏を送り酒食を供せらる城陥る後宮部^ハ坊^ハ繼潤本城を領せ^シか慶長五年關ヶ原役の時に滅亡す同六年徳川氏更に之を池田長吉に與ふ城櫓壘垣を修理して前後九年間の貢稅を費したりとそ元和三年池田光政君因伯^二國を領し本城に治し市街を治め川脉を通せらる寛永九年光仲君代りて此地を領せられ規模大に備る爾後繼續殆ど二百年間明治維新に至りて陸軍省の所管となり城櫓皆撤去せらる近年に至

りて又再び池田伸博侯の所有地となれり

六

第五章

諸城之事

布施城

高草郡布施天神山に在る文正元年山名勝豊の創建なり是より先き山名時氏以下四代岩井郡岩常村二上山城や恩地村寺山城と二ヶ所の領主をもりしか勝豊まで至る終は本城に移る布施の屋形といへり〔文正元年天正元年まで百八年なり山名勝豊より同豊國まで八代なり〕一本城乃位置は東方に面して天神山を其城です山の高さ凡そ十八間層櫓其上に疊峙せり後方は霞湖に接し前方ハ廣潤なる田野をうけ外廓は倉見の山麓より濠を堀り湖山古川の水口に引き回して四橋を架けたり今山王山の近傍は侍屋敷にて寺町鍛治町傾城町上鷹小路など云ふ地有るといへり

鹿野城

當城は一名を王舍城といふ氣多郡鹿野町の南妙見山にあり創建の時代詳ならず相傳へて志賀野某累代の居城といへる天文十三年尼子氏の有となり後ち永錄の頃山名源七郎

若櫻城

布施より此處より移住す同八年羽柴秀吉之を攻取り本城を以て龜井茲矩武藏守賜ひ一万石に封せらる慶長六年徳川氏より至りて茲矩の封を増し三万八千石に封せらる同十七年茲矩卒す其子政矩に四万三千石に封す元和三年石見の國津和野に移る池田光政君本國を領せらるゝ時復た城地を修めす寛永九年光政君移封の後此地光仲君の所領に歸したり

當城は一に鬼ヶ城といひて八東郡若櫻村にあり矢部若櫻守の建築にして子孫相傳へ十六代に及へり天正三年尼子勝久之掠取せしむ同年秋吉川元春の有に歸せり同六年羽柴秀吉播磨より攻來りて先づ此城を陥れ荒木長俊木下氏後ニ改を罷置同九年木下長俊備中守を任す又貳万石を賜ふ慶長五年關ヶ原の役徳川氏の爲に亡す同六年徳川氏より山崎家盛左馬允に與へ二万四千石同十九年家盛卒す元和三年其子家治轉於封備中國成輪後池田光政君の有となり本城遂に廢す寛永年中光政君移封の後此後本藩乃所領に歸しぬ

浦富城

當城は一名を桐山城といひて岩井郡浦富村にあり塙谷判官高貞の築く所なり後ち山名

時氏の爲に亡す山名氏領地となり永祿元龜の比 海手より入亂して一番に此城に取上り小屋掛して住居て近邊を亂妨す其後天正の初秀吉當國手遣の垣屋光成守播廣と居置但馬の繫とし同八年牛尾重春は當城に押寄せ大に戰ひけるか城中より射出しつる矢にて牛尾氏討死す同九年秀吉より光成へ當郡を賜ふ當城に住す文祿元年光成卒す其子恒總慶長五年關ヶ原一亂に滅亡し元和三年池田光政君の有となり本城遂に廢す寛永九年池田光仲君の所領となり

市場城

八東郡市場村の後秋葉權現鎮座の山なり毛利氏草創の城と云ふ源賴朝郷の時當國守護職大江廣元より十二代の孫毛利豊後守豊元累代代城なり天正元初め山名豊國毛利氏輝に一味ありしゝ豊元も同く隨從して毛利氏無二の忠勤たり然るに山中幸盛に攻め破られて當城は尼子の家臣等入り替て守る同三年吉川元春父子大軍を卒して之を攻め相戦ふ事數會なり時に森脇市正發句して寄手に送る

山は早らつゝろみある時雨かる

とありけれど寄手乃中香河兵部大輔より

秋の嵐に落るあさ露

其後城兵堪かね意降參す其より藝州毛利氏の持ち城として再び豊元に還住ありじか同九年秀吉の爲に没落して豊元の一跡斷絶せり

玉津城

當城は一名鴨尾山といふ高草郡玉津村にあり天文年中武田高信の居城なり永祿年中高信謀叛發覺の時當城は弟又三郎に譲り其身は鳥取に在城して武威を震ける時に天正元年幸盛の山中爲に攻伏られ布勢へ降參し鳥取を開き又當城に落する同四年山名豊國の謀計にて八上郡散岐村大義寺に於て誅せらる當城主無きにより斷絶せり

秋里城

高草郡秋里村の敷地平地マツマツ中古秋里支番頭師永と云武士の草創マツマツ元讃岐國丸龜城主たりしか丸龜城落去して當國へ來り此地七千石領知せり師永は高武藏守師直の次男にて 後醍醐天皇の御宇元徳年以前より當處を領知し居城に地名を以て苗字とせり

當城に在事二百五六十年なり數代の名家なりしか天正の初め山名氏の武威衰へ一國過半毛利氏の指揮に従ひける其比立番允と云ふ人城を法美郡杉崎村妙見山より移し天正九年秀吉當國入伐の時無人にて杉崎篠城なりかたく妙見山を捨て鳥取の城へ篠りける時に當城には秀吉家臣杉原七郎左工門陣を張て伯耆海道を押へたり鳥取落城の後立番允は藝州毛利氏へ趣き領知を得て今に毛利氏に被官たりと云ふ

飫山の城

法美郡宮の下村を去ること數丁町屋村國府川の邊りにあり雲州尼子浪士山中幸盛鹿之介岩井郡浦富城を引拂て此山に築き當城に住す山名法美郡反臣武田高信の據れる鳥取城を攻撃せんと用意せし折りしも高信え手兵五百余騎を隨へて天正元年八月朔日未明に押寄せたり然るに山上崔嶮險岨として登りゆたく漸く西方の道より攻を上り城塙近く至る所を山中幸盛今ぞ兵發動うす時うと諸士卒を指揮するに兵士は木石を切落し弓矢鐵炮を射擊して防戦せしかば武田勢支ふるに力なく漸々山下まで退きたるが同郡今木山城法華守村の秋里左馬允後詰となりて此處に打ち出でしか兼てより分置したる武田の軍士

は國府川を渡りて之れと渡り合ひ中郷村にて合戦に及びに是れも撃ち敗られて先きに山下に追ひ御されたる同勢に合し稍多勢となりけるより總軍何ぞなく力つきて見へける折りしも城内より百四五十人切つて出てければ武田勢は大よ辟易し前後一度に崩れ潰走す死屍實に山をなす武田は漸く片息どおりて鳥取城へ逃れけり

第六章 鳥取の繁榮にむきし事

鳥取の繁榮におもむきしは天正の初山名豊國布施より移りて鳥取に入りたるが初めとす同九年宮部繼潤五万石此處に治して舊城に據れり當時山上に眞教寺山下に西宗寺今眞宗云などありしか眞教寺を郭外の地に從してより稍城郭の觀となせり宮部氏在城二十二年にして亡ひ慶長六年池田長吉備中守上方石邑美法美八鳥取に封せられて大に城廓市街を改正せり當時侍屋敷の大凡は今之城内にあって其余は江崎或は湯所口に住居せしとぞ市街は大方今の惣門内にありて袋川これを繞れり即今之西町柳倉惣門跡の東側はいはる大手口にして一大橋を架けたり其左右の惣堀筋よつて今之若櫻口惣門跡乃邊までハ堤防を築きて柳を植ゑて是が柳堤といへる大橋より城の堀際に向ひて三筋の市街が通

し東の方を鰻町中筋を中町西乃方と與ニ右衛門町と稱せり其他猶數多の町區ありて今
の新倉の敷地には妙覺寺とて池田氏の菩提所もありき又今の江崎栗谷町の出口には船
屋あり掛出シ町より大工町へ行く所を中島といひて其渡口に架せる圯を朝日橋と稱せ
り此邊當時は舟筏の輶輶せし所なりやそ杉浦惣門跡の東より湯所下の惣門跡に通する
までの所に寺屋敷倉屋敷などあり又鹿野街道筋川端四丁目の四辻のあたりに刑場もあ
りといへり池田氏在城十七年にして備中國松山より元和三年光政君播磨より本城に
移住せらるしか柳堤内の市街を侍屋敷となし十口に總門を構へ水道を通し其外より新市
街を立て更に又袋川を堀りて惣門とせられたり此時町數凡四十町戸數一千〇七十四軒
ありしそれへり然るに光政君在國十六年にして備前に移られしや寛永九年光仲君代り
て鳥取を領せられ同十一年猶又市廓町數を改めて四十八町とせられたり其後百五十四
年を経て寛政の初年に至りて士民の戸數凡六千八百余に及び王政維新前には八千余
にいたる現今の鳥取市にて一七十四町村にして戸數凡そ五千九百七十四戸人口凡そ二
万八千六百五十人あり〔明治三十年之調査〕

第七章

宇部山之事

附稻葉山之事

當山は稻羽山或は因幡山ともいふ又其麓の川をいなば川と稱す皆郷の名によれるな
今世に此山と上野山といふは音聲清濁の訛もあり此山すべて平坦にして陸地の如し即ち
宇倍神社より一續きものは總て此邊を宇倍野山と云ふなり古昔は老松數万株繁茂せ
しと以て在原行平の國守にて下りたる時の歌にも

立別れ稻葉の山の峰に生ふる

松とし聞かば今歸り來む

ぞよみたりしか池田備中守吉長本城造營の時大小の松杉皆切儘したれば今は其當時の風
色もし近年より至りて本縣聽より土族若干を移して開墾に從事せしめ桑樹など多く栽付
たり當國名所の歌

因幡にはいなばの山に因幡川

稻葉川

神の御子石副の瀧山

上世國府を置ける地に沿へるを以て一に國府川と名づく源々雨瀧たり發し中河原村に至り荒船川に合し宮ノ下村大杭村より邑美郡の吉方村に入る即ち袋川の上流なり其より下流は濱坂村の前にて千代川を合し賀露の港に入るなり歌又

稻葉川ぬなし終に云ひはてば

流れて世にも住しどそ思ふ

第八章 三角山之事

法美郡谷村の上の茶屋の前街道端の山なり南の麓に曉岩あり凡そ景象三角なる山なり心をとどめて見るをし草める子山幾重も三角に峙り故に斯名づくるにや歌行さきをみす乃山を頼むにも

是をば神に手向てがゆく

第九章 面影山之事

兵營と國府川を狹んて西方よある山にして 輸山の東につゞきて峯の銳りたる山なり土俗中村山や云又正蓮寺山共云ふもあり當國の名所也昔より此里に云ひ傳へたる歌二首

あさ

いなばよと問ましものび戀志たひ

わすれらふゆは仰の山

しるしらぬ御のりにもれぬ教にて

跡しもわるゝ面影の山

とあるは此山が詠せしなむ面影村大字正蓮寺村に屬す

第十章 都々築山之事

邑美郡濱坂村の下川をひの小松山也當國の名所なり古歌有り夫木集第二十巻建長八年百首歌合都々築の山が詠める

あら磯につゝきの山登風こゑて

遠かた人にうへるしらむみ

但し國未た勘とあり此の山一名土俗に道場山又代々山と云へり寛政年中故有り鳥取顯功寺所持と爲しか今は今は顯功寺山共云ふ也天正九年秀吉公來伐の時船大將吉川平助此

の山に出張して川の牛を押ゑたりされば此山は都々築の山と云當州の名所たる支今も知るものなし

第十一 霞里之事

名所なり或る歌書聞書に今高草郡湖山村也とあり然るに今湖山村といふ溝口宇文両村の總名より古川口に屬するを溝の口といひ產水井ある所を宇文といへり即ち產水と云ふべ假書なるへし両村共に方言是舊霞里なり天文年中山名氏の時故有て宇文溝口両村を湖山と改む爰に於て霞里の名かくれたるならん今の宇文溝口の名も之を稱ふるも希ゐるが如し祐子内親王歌合に和泉式部歌

春く禮ハ花の都を見るとも

霞の里又心をぢやる
此歌増補哥枕に出たり

第十二 神の御子石之事

八上郡片山村最勝寺山にあり最勝寺よゝ北面の山腹五町余にあり高さ堅横ともに一丈

六尺余あり猿田彦命の靈を祭祀せると云傳へたり藻塙草名寄等に
稻葉なる神の御子石しるしあらば

過行あきの道しるべせよ
とあり是街は大神の靈石なるゆゑの歌なり

第十三 副山並副瀧之事

智頭郡駒還驛より下に二ヶえび橋の側にあり麓に垂水と云村あり上方街道の南側川岸の險山也山勢杉木乃並ひ立るが如く列岳爭聳として四時鬱蒼たり其谷々よゝ滴り下る飛泉ある常は水乏く涸瀧なり雨よ隨ひて瀧の數多し當國名所の一にして古哥にも其山を誦るあり又瀧をよゑるもあり

稻葉には稻葉の山に稻葉川

行人の其通ひ路も白雲の

峯よりみゆに副の瀧山

神のみこ石副のたきやま

あるしあれとあれをや神に手向つゝ

祈らば常に君に副やま

けふいなも整ふの瀧山越るなり

都にかけと夢のうやはし

思ふに副山は其山の形に據て名とする歟副山の瀧なるを以て副が瀧とも云ならん或説にそふの瀧は二行に下る故に左右瀧ともあり

第十四 袋川之沿革及々鍛治川之支

附千代川之事

袋川は法美郡兩瀧より發し上流稻葉川となり下流千代川に會し加露に注く此川元新古兩川あり古川は舊廊内(總門内)といふ處々に殘れる堀筋にして新川は外廊の堤外を流る、即今乃袋川是なり太閤記に鳥取城を攻む城山の下に湊川水帶として其便利最よさるに因て容易に攻落しがたしと記せり昔鳥取山下に湊川と云ぬ大河有て要害とせり近代袋川と云ぬ新川以來湊川の古名知る人無しと云ふ諸又袋川の上流稻葉川昔は今の

やうには流れす奥谷の邊より岩倉卯垣の山下を流れて矢津立川を廻りて鳥取山下に至る其間所々の谷水落合て上町觀音の山下より以下を定りたる水脈もなく壹円の沼深田又其深きに至ては澤湖水の如くなりしとなり此澤江崎の邊より一條の川となる上町觀音院の山鼻を松ヶ崎と云ひ其以下に至て江ヶ崎千騎ヶ崎と云ふも皆水邊の名稱にて昔澤水に突出たる時の名残と聞へたり其河脉今江崎より大工町へ通る西側の筋を通て上魚町々屋裏の半はより縣立病院裏手を袋町姓尾氏所の方へ迂曲して師範學校内より若櫻町筋の街道を筋違に流れて舊新倉の後を廻て又それより舊荒尾志廣屋舗の内を北に筋違ひ智頭街道筋を横ぎりに舊福田丹波屋敷の内を裏にぬけて舊招魂社の後ろ堀筋よつゝく也其より舊柳倉後をめぐりて舊杉浦惣門外へ出て舊荒尾近江倉屋敷の裏筋を流れて材木町北側の町屋の裏に堀筋よつゝ出合橋下の水闇へ出たり其以下の流は概ね今の川筋なり又或説に江崎より流れ出る河筋若櫻町舊惣門外を通じ其より以下惣堀を湊川の跡と云へり此惣堀は池田光政君の時惣門外乃要害の新堀にて上魚町の半より鹿野町惣門外へ繩を張て其内の土を取て新るに開きし町小路の地形よ引たりと當町古老の口碑なり慶長年中池田備中守長吉の時因幡川奥谷の口を堰切大杭村の方へ流し今の寺町薬研

堀より内の方へ切込んで江崎より流れ出ける古川へつけたり今寺町前後の堀筋より古大工町の上外れ土橋の左右江崎山伏堀もらんや云ふは其時の新川也又山下の千騎ヶ崎(今東町宇宮内町島取縣知事宅の東側の山際の處なりと云ふ)鼻より堀をほりて江崎掛出の本河につけて北は湯所上の舊惣門の山下より大樺乃堀筋ばかりて舊作事場の前の古川に合す是備中守の時鳥取惣郭の構にて屈曲繁きは要害の専用と聞へたり元和三年池田光政君の鳥取在城の時寺町藥研堀の口を埋め塞き其より新川が堀りて出合橋の下の古河口につけて今之袋川脉は其時の普請なり鍛治川今之梶川千代の分け水なり田土が養ふ用水にて天工の川筋にあらず故に夏秋は水多けれども春冬は水乏源は八上郡縁通路村の大樺戸より分れて藏田村の後を廻て大覺寺村の上手にて大路川の水上を直に大土樺にて水を越通し二町許り下にて三筋に分る其二筋を鍛治川今之梶川といふ昔其處に鍛冶住けれど其云ひありと其より鳥取瓦町筋を斜か要に鹿野橋の下舊舟宮の後を経て末は袋川に落ちるなと又一筋は富安旁示より行徳村田土の中を流る狐川是れ也此川筋をえぐりて品治村堀り切より大森田圃の末にて袋川に落合ふ是れ昔の川脉なと今一筋は吉方旁示の田土に灌ぎ下て袋川に入る

千代川は源ハ智頭郡駒還山より流れて同郡大内村にて蘆津谷の北俣川と一派よなる北俣川は三瀧の流れ下なり是れ大通山の水脈にて尤も大也次に那木山の流れを土師川といふ本折村にて又一つになる以下新野見川安藏川佐治川赤波川等用瀬驛の上下にてともに合す八上郡に至て散岐曳田の川々及び八東川高草邑美法美の數流所々にて落合ひ末は加露湊より出其長流十一里餘なり千代川といふは高草郡以下の名にて八上以上を智頭川也ふなり陰徳太平記に千谷川と書けり或説た千谷川とも一國數郡の谷々の流下皆此川に聚が衆流して廣河となる千谷の名義此より起るべり千代川を國中第一川とす

第十五 章

地震大火洪水之事

本國は地震の廣尤少しつゝへとも洪水の患を常に多し其地震は烈しきに近代にありては寛永四年正月廿一日寶永四年十月同七年閏十一月寛政七年十一月廿五日安政元年十一月四日晝夜二三度入前代聞事無し明治三年五月なりき

火災は慶長八年魚町より出火京町與次右工門町鰻町青島町五ヶ町不殘焼失戸數二百戸侍屋敷少しも焼失せを京保五年四月朔日の大火を第一とす其は午前十時吉方町なる石

黒三太兵衛宅より出火久松山焼失城内及び惣門不殘燒失侍屋敷戸數六百十三戸 湯所
栗谷 馬場 櫛現堂筋 下江崎筋 小姓町筋 寺町筋薬研堀 吉方土手筋 立川町
侍屋敷戸數五百九十七戸 町家焼矢戸數 本町一丁目二十戸 片原一丁目十八戸 上魚
町六十戸 元大工前九十四戸 江崎町二百十六戸 上町百二十戸 立川町四十八戸
鍛治町九十五戸 若櫻町七十一戸 職人町八十六戸 風呂屋町二十八戸 新町六十一
戸 河端一丁目八十一戸 合て町屋敷戸數千三百十戸 寺院戸數三十二ヶ寺総合二千五
百五十二戸 燃死男拾二人女七人是を石黒の大火といふ同九年四月八日大火を第三とす
町下臺黒川祐清宅より出火町數卅四ヶ町戸數二千六百五拾一戸 燃失是黒川の大火事と
いへり同拾二年二月廿六日町中大火侍屋敷共に焼失新町油屋三郎右工門の借屋帳賣買
商人の火元也今に帳屋火事と云正徳元年九月十日午后十時眞教寺より出火翌十五日午
前八時鎮火町數十八丁戸數千二十八戸 燃失第五大火とす今に眞教寺火事と云ふ同二年
三月朔日午后九時より翌二日午前五時迄町中大火火元は二階町麁屋治郎兵衛出火今よ
麁屋火事と云ふ寶曆三年三月廿四日本町四丁目綿屋左一郎より出火の第四とす町數廿
七ヶ町戸數千六百四十一戸 侍屋敷百四十戸 燃失今にぼうし屋大火と云ふ萬治三年十二

月廿八日前一時藥師町邊出火より下臺町の玄忠寺へ飛火其より材木町に移る焼失寛
政十年三月廿日午前一二時鹿野街道筋帳屋より出火下魚町 三軒屋 茶町 魚町尻
四丁目各井戸皆焼失戸數六七百戸 燃失文化七年四月十九日午后一時矢津三牧橋向外農
民とり出火立川へ出て肥後ヶ谷 榛谷 くわい田 立川不殘廣德寺土手に來る觀音院
焼失其々飛火にて長田社の前少し焼る同九年七月十二日午前十二時佐橋鉄藏より出
火を第二とす惣門残らず焼失町數廿四ヶ町戸數二千四百卅六戸 燃失今に佐橋大火事と
いへり

洪水は大抵三四十年乃間に一回若しくは二回に過ぎざれ共近事に至りて殊に甚しこす
季節は梅雨と秋潦の頃なれとも九月より十月までの間尤も恐るへゆ時とす其兆候は
連日霖雨の際いせいと稱する暴風吹き起る時は河港逆浪の爲めに鎖され千代川袋川
の二水忽ち漲溢して鳥取地方必ず先づ其氾濫の害を受くかゝる折には郡郷皆概ね同一
の患に罹らざるはなし家屋の破壊人畜の死傷田畠堤防の決損百數拾万円に上る時あり
是全く港口の狭淺にして水脈の壅滯に至れるなり土俗文錄二年八月朝鮮役中に出てた
る留るに洪水を高麗水といふ寛永四年八月六日の出水卯年水といふ同十二年八月拾二

日延寶元年五月十四日元錄八年八月廿一日亨保拾四年七月拾五日寛政七年八月廿九日
嘉永元年八月三日慶應二年八月三日明治四年五月日等の洪水ある同廿六年十月十四日
又非常の洪水にて死殆百人（伯耆國のみひいふ）人畜田畠の損害莫大に志て其慘況實に
名狀へんらす因て畏くも兩陛下より本縣下へ御救恤として内帑金二千五百圓を賜は
り政府よりも水害修費百六十一萬圓を下附せられたり（因伯二國合計）

第十六

鑛山採掘の事

本國の鑛業ハ續日本紀に 文武天皇二年三月因幡國より銅を獻すといふこと見ゆれ
と慶雲五年武藏より獻せし者を以て初爻をせられたる又年號を以和銅を改められる
りされば本國より獻りたるは是時より十年前なれとも鍊鑄の術精しからず鑛の儘にて
献りたれど珍重せらざりしならんか當時掘採せし地は岩井郡荒金の山中なりと云へ
其後世多く降りて元錄中同郡洗井より銀鑛を數多採出せし由いへり大同元年同法性寺
山金始て開く里諺に昔此里に老たる夫婦一者あり但馬一國商人來て其屋を寄居とせり
或る時其地爐に燒所の薪をみると皆金精の湧れるが如し商人是れ不思儀也とて其地
爐の灰を買求めて販りけるが果して灰の中より金の飯を得なり是れ幾の年をや積けむ

薪より爭れる金氣の徐々に集り玉の如きなれるものなるへし商人重て來り其土地の体
相をうかゞひみるに沙石は素より草木野菜の類迄悉く金の萌生水柱如くなりしかば
金山むらむ夏を察して初て間府を開きけるやう此金山は先づ但馬の國に流布しければ
其國の礦民鑪戸など多く來りて堀ける程又年久しく金の出けるよと夥しめりじていや
幾程なく金も出止みにけるとぞされば亨保十六七年の頃鳥取の市民久米屋某同寺山の
舊穴を採堀せしる銅鑛盛に出來りて僅々拾余年の間純銅一百二三拾駄を調練せしも元
文中銅貨非常に低下したれば遂に之を廢止せりとを安政中山添某復大に採堀に從事せ
しか程なく廢業せり文祿二年同郡銀山村の後三日月山初て鑛開く里諺又傳ふ茶臼立と
云ふ銀山間府の大同二年に始て開けるといへば後久しく中絶文祿二年冬再興開く其比
俄に銀出来る山の名をも三日月山と云ふ大なる山又非ず只假りに堀らしけ
るか深く堀入に従ひ銀の出更限なし堀出しぬる土を持へ吹立て銀となしぬれば其土六
方白銀と終成にける是を聞傳々々て人の集ること甚しく我先と堀にける此時の郡主宮
部善祥坊なれば急き此旨注進す折節宮部氏一族朝鮮出陣の留主のみなれば留主居の重
臣宮部市兵衛惣奉行として其他奉行役人も配分して非法狼籍なき様に下知を加へ明

て守せける京都遠國よりも聞傳つゝ人の集る事幾万と云限りなくさる程に腥香に蠅乃
集る如く此谷の切つ詰めより蒲生の下り迄二里許りの間谷々に小路を開き二重三重に
家々建て續あるとあらゆる商人細工人迄ひと軒を双べける間廳て七八千戸に及へり
寺院も十ヶ所許り有けるとそ常には人通も稀なる山中俄に市町富貴の地とも。事こそ
不思儀なモ次第に人多く集り連上銀を増山を乞請道らむへ日夜を分たず堀ける程々銀
乃出けると又十倍せり己に六七年の間如此なりければ餘りに間府穴深く堀入り人の出
入も自由ならざりしみは此處より一里計り山奥より谷水流しあけ山を崩して堀取らん
とせしが忽ち山潰して何れか鐵穴やら皆無不明となり間府塙つぶれ多數人死ありける
となり其後は堀へきやうもなく次第に退轉してあつまりしものども皆散々になり池田
備中守郡主と成玉ふ時分には早々皆斷絶し近年銅も出さるなり

第十七 諸種工業の事

機織は 尤忝天皇の御宇諸國に 織部をおかれて専ら絹布を織らしめ給ひし事あり
當時本國にも二ヶ所の織物あり一は岩井郡の服部郷一は高草の服部村なりとそ其後
元明天皇の和銅五年にも因幡其他諸國に綾錦を織らしむやあれと後には絶へて聞く

刀劍は 後醍醐天皇の御宇小鍛治兼長あゝ兼長に次て宰長清長上基もと云ふ名工少
なふらず近代には忠國兼光壽質を著名とす

磁器は安政中舊藩の事業として邑美郡丸山に磁器製造場を建たれとも土質不良とて
間もなく之が廢止せり

陶器は八上郡久能寺の窯最も古し亨保中同地の人尾崎次右工門芦澤與兵衛の二男京都
の陶工六兵衛といへる者に御室焼の陶法を傳習せしを始めとす次で官藏といふ者頗る
良工の名ありき是頃より同村の陶工四家に分れて營業せしが惜い哉粗雜の陶器世の嗜
好を飽かしむる事能ず今は尾崎芦澤代二家代み遺業を繼けり近來邑美郡丸山法美郡桂
木にも陶器製造所を始毛たり

第十八 各所温泉の由來之事

岩井温泉ハ古名を島根の御湯といへり島根とも同郡本莊邑又島根の水也てあり是れや

かて其近傍の総稱となれるに因るとぞ堀河百首に

二八

よと共に下に焼く火はなあれとも

島根の御湯はさむるともなし

と見ゆ此湯の起原は貞觀中左大臣藤原冬嗣の裔冬忠の子冬久にして其母の己を愛し其兄を廢するの意あるを知り併り狂して家を出で此地に逃れて財と散し貧困を恤む冬久乃居はと徒せ然んとして山城より此地に來るや偶々神女に逢ふ涌泉の處を指示して終焉の地と爲さしむ且云々余は醫王なり汝を俟つこと久しうと言訖りて遂に見へす冬久感謝して自ら醫王の像を刻し佛閣を造りて之を安じ湯榮山如來寺と稱し以て之に報ゆや云ふ浴場を構造し爾來俗客群集するに至れり其後戰亂相繼きて湯池皆廢沒せしが寛永中光仲君之を再興せられあり湯質は硫氣あつて鹽分多く痼疾を療し殊に徵毒に宣し吉岡温泉は起原は長和頃此地の豪族利部某一女あり惡瘡を患ひて醫藥効なし遂に之此地を携へて高草郡菖蒲村の醫王祠に詣で祈願するが一七日滿願の日醫王の告に依りて此泉を發見し女をして之に浴せしめ瘡全く癒ゆるを得たり永錄の頃吉岡將監を領せしを以て乃ち吉岡湯村と稱し浴場を設けて年々繁盛に赴くを得たりと云ふ或え里人

の傳へにされば今に入込湯の側に古柳樹ありて其株の朽穴より湯脉を發出せりといふ湯質は鐵硫黃食鹽を含皮膚病に効く

勝見温泉は起原詳ならざれ共里人の傳へによるに往古此邊一大澤なりしが一日白鷺の雙脚傷きあるも此澤に下りたるまに飛去せざりし事十余日許なりければ諸人怪み見て之を驗るに澤中に温泉ふきいたりければ因て之を鷺湯と名けたりとが慶長の頃龜井氏此邊の沼澤を墳々彼の湯を興して更に湯稅を課せざりめは近傍の村民争ひ來りて家を移し、者多しと近來に至り温泉濱村新道の側に發出したれば原湯隨て衰へぬ湯質は食鹽と硫黃とを含みて皮膚病に宜し王政維新までは三ヶ所とも藩主の別殿もあり岩井吉岡甚だ段賑なり

湯谷温泉里人傳へて云ふ本泉は神代の昔より涌出すや而して元文年間村民谷長某醫王靈告よりて浴場を再築し子孫相繼ぎ今に至るまで其湯戸たり鳥取市に距る西南四里余道路は播磨街道以西は嶮惡にして車は通せず浴容も亦隨つて渺なし

第十九 宇部神社之史

法美稻葉卿宮の下宇倍の山の麓にあり一の宮と稱せ國中第一の名社にして延喜式に載

二九

すむ因幡國一百八十五座の一なり社格へ國幣中社として大化四年の創建なり祭神武内宿禰宿禰を仁德天皇五十年三月を以て本國龜金に下向せられしか後其在所を知るものなし只双履のみ残れりといふ里人等よりて其神徳を追慕して已ます遺跡につゆ宮と建て祭祀を行へり貞觀中從三位を授けられ元慶二年正三位に進められし事見ゆれば朝廷崇敬の名社なる事知るへきなり

第二十 樺溪神社の事

鳥取市上町樺溪にあり慶安三年の創建にして東照宮祭神徳川家康公を祭る昔は祭禮最嚴重にして因伯二國之に及ぶ者なし其行列は軍旅凱旋の式に擬し神輿を古海の松原に渡し奉りしなや此日は藩主自ら出で其祭執行せられたり本社の別當は大雲院神主は代々永江氏之に任せり明治の初本社の外附屬の寺院皆廢止せられしか同七年本縣士族等相謀りて舊藩祖池田忠繼忠雄光仲三卿神靈を合祀へ社號を今名に改め縣社に列せしめたゞ同十一年迄近代の藩主慶徳朝臣とも併祀して其徵志を表せ同二十六年八月九日光仲朝臣ペ二百年忌ニ當れるを以て士民舉て大祭典を執行せり同社の堦の内に碑あり其文左の如シ

稻園敷島の花をあさみて

すめら香代ぬかき心も見るあり鳴

是國歌碑元係舊二藩學尙德館中所建即我

贈正二位池田公所賦也距今十年有志諸士胥職移之于縣社樺溪神社之
碑既而恐其詞意或貽後人疑惑嗣記于精幼爲館中生徒又嘗奉仕
公之左右者豈可辭以不文乃記之曰夫尙德館創於寶曆中而規模未備學
制未全者實百有餘年矣逮我公襲封首修理之更設演武場率一藩子弟
日肄業其中又鍊武神之祠暨孔聖之廟建是碑於其側以示文武不可岐
皇道儒學相須爲用之義蓋欲使日夕出入者覽以有所興起焉其誘掖之方
陶冶之術無所不至是以一時人才輩出文武兼備可謂盛矣乃廢藩置縣館
亦廢爲鳥取中學學制一變規模擴造並改舊觀祠廟已毀碑石孤存是諸士
人士所崇敬矣自今日莫拜此社者仰是碑誦是歌以知所自修自勉則我
公所以愛士之志不朽而踏土所以酬恩之義全矣

明治十七年三月

田中精謹識

島 取 藩 主 池 田 氏 之 碑

湯 本 彦 謹 撰

津々池水分源天溝厥流惟清厥波惟揚烈々興禪移封北土是因是伯開國
兎府山河雄峙巍々厥城士馬如雲國之藩屏尚武正義賞罰明決民勤厥業
士勤厥節惟子惟孫无逸无荒事修祖訓率由舊章岱岳濟哲教文興學真證
清穆既仁且德惟贈二位來自東藩允文允武深源培根羽翼贊皇猷獻版納
籍國存偉勳民浴厚澤一朝溢焉天子悼衰褒贈煥赫廟巋嵬共立之社舊
恩之士勤銘貞珉以誌千祀

明治十三年十二月

共立學社社員立石

角田安處謹書

同右碑の裏にわたりて左之

樺溪神社碑陰誌

共立學社諸員欲建石於樺溪神社記

舊藩主池田氏之功德以報遺恩屬銘

余々亦嘗同其意者義不可辭因忘不

文爲撰此銘 文彥誠

長田神社之史

第二十

第一章

當市上町にあり社格は縣社にして祭神を事代主尊猿田彦尊とす住昔より舊領主池田氏
世々產土神として崇敬せり今を距る二百四十余年慶安年中まてゝ舊城の邊りよ鎮座し
其地が今東町字して宮内町と云ふ同三年に至り現今之地へ遷座せしゝ亨保五年石黒氏
の火災に罹り寛保の頃國主池田宗泰君之を再建すと云へり社地が字宮谷と稱する丘岡
の麓に在り

招魂社之事

第二十

二章

初め明治三年邑美郡濱坂代々山に建立同十三年鳥取西町字堀止メ町に從せ又同三十
年十一月廿日上町字榜谷へ移りてハ明治維新前後伏見東台奥羽西南の役國難に殉せし
及日清戰死者を祭る所なり近年社内に櫻花數十株を植付しか今一層の餘景を添へたり

聖神社之事

第二十

三章

邑美郡行徳村にあり當社は祭神廻々藝命穗々手見尊事代主命とす安永五年八月神階正
一位を授り玉ひ明六年六月初て夏祭行る其より毎歲六月六日より十一日迄祭禮を執行

す氏子男子の童蒙踊躍して歌舞をなす轎車臺車を引渡して殊に賑はしく神威が増し靈光赫々たり今社殿は寶永七年閏八月造立にして明治廿九年十一月五日郷社に列し毎年六月十一日大祭にて御輿渡あり

第二十章 倉田八幡宮之事

同郡馬場村字宮田にあり祭神應神天皇仲衰天皇神功皇后とす壽永文治の頃此地に勧請し社殿壯麗を極美しも中世毛利元就崇敬せしより永錄元龜の頃は社地廣大社殿樓閣林立し神領數百石よして神宮も數十戸ありし故に今に其名を遺存せる天正九年兵火に祠宇焼亡る寛文二年五月十五日因伯兩國主池田光仲公再建立其より池田氏尊信あり明治元年三月倉田神社と稱す同十二年六月舊號八幡宮を復稱人民崇敬の神祭也同廿七年郷社にして

第二十章 金峯神社之事

岩井郡牧谷村竹美山にあり祭神は天之水分國神之水分神勾大兄命昔大和國比吉野郡金峯神社を勧請すと云傳ふ中世以來佛法盛なりし故更に藏王權現を勧請本社相殿して之祀亦社號を改めて總名藏王權現と改稱す文治四年源賴朝故有て社領三百石を寄附す文和二年山名氏清戰

場より歸國の時治世祈願の爲社領三千石を寄附す其頃三十二院を置示來社祭を盛大にして舊鳥取藩主池田氏に於ても大々尊信せり近國人民の崇敬する事今に顯然たり文治前後の由緒古記等天正年間兵火に燒失して今に傳らす王政維新以來神佛取分の命令を以て明治十年四月に至り佛像佛具及社僧を廢止し舊復して金峯神社と改稱す

第二十章 美取神社之事

同郡大田村大字大田谷にあり祭神大物主神とす延喜式内所載因幡國巨濃郡大神神社是也由緒不詳と雖とも國主池田光仲公より代々尊信あり明和六年十二月六日圓滿院宮の筆の大神神社額壹面當社へ奉納ある今に其額存在當社を郷中一乃宮と稱し人民崇敬の神社なり延亨年中兩度當郡浦富村荒砂神社と式の爭論起り未決定當時美取神社と稱す明治五年二月社格郷社に定めらる

第二十章 賣沼神社之事

八上郡曳田村にあり祭神八上姫とす大己貴命の妾神也大己貴命兄の八十神と兄弟二神各稻羽八上姫を婚とて出雲の國より來り玉ふ大己貴神從者となり袋を負玉ふと然れども遂に八上姫が縁り玉ふ事舊事記古事記にも委しくみへたり先代舊事本記に上皇初代

八上姫出生の地なるを以て祭祀之或は大己貴命の袋を捨玉ふ處を袋河原今袋河原といふ
艶善とかき玉ふ地を倭文高草郡伊豆國也と云ふ婚玉ふ里を縁通路と名くこれなり

第二十 賀露神社之史

高草郡賀露山の上にあり祭神大山祇命 武藏槌命 江田彦命とす社殿宏壯近郷に冠たり明治年社格縣社とす祭禮は三月十五日にして參詣の人甚多く當社は地神第一の神にして初め大山祇命を伊豆國三島神社より勧請し賀露秋里江津晚稻南隈の五ヶ村の總鎮守とし後ち猿田彦命以下の諸神を配祀と然れども年代遼邈として今致ふ可からず後ち天平勝寶六年吉備大臣唐より歸朝の途次風波の難に遇ひ今の鳥ヶ島に漂着す其の緣故を以て大臣逝去の後ち其靈を合せ祭ると云ふ

第二十一 白菟神社之史

同郡内海谷の西なる松林の中に在り世人之大菟大明神或い菟の宮を稱す白菟の故事え古事記に大穴牟遲神兄弟八十神稻羽乃八上姫に嫁さんと欲して出雲より本國に來給へる時氣多ケ崎に一の裸菟病み伏せ八十神立此菟といひらく汝すべきやうは此海潮沐浴風にあたりて高山の上に伏せといひ玉ひしのハ菟即て其教に従ひしに痛苦耐

ふべくも有らず只泣に泣居あり大穴牟遲神後れて至り其狀を問ひ給ひしに菟去々と答ふ大穴牟遲神憐みて更に淡水もて其身を洗ひ蒲黄を敷きて其上にこひ轉ばしめ給ひしめは痛苦忽ち己みにきとも見へたり今此神社は後の上を高尾と稱し其伏し居たる所を伏野今伏野あり村なり

第二十二 日吉神社之事

同郡布勢村卯山又あり祭神近江國日吉神社のうつしにてし大山昨神を祀り奉るる明治年社格鄉社と號す文正元年國主山名勝豐此地天神山に城を築く時當社を建立し山王權現と稱す王政維新後日吉神社と改號す祭禮四月十五日參詣の人甚多く當社の後に湖山池あり風景佳なり

第二十三 松上神社之事

同郡松上村の山にあり祭神國常立尊です貞元元年二月朔日創建其後慶長年中龜井武藏守當郡を領知の時社壇を造替し尊崇し玉ひてより當國の大社となれり寛文年中池田光仲君再造替ありて神殿王をみかき朱の玉かき光をそく毎年四月朔日年中兩度之祭禮國中諸民群集夥しきは東若櫻の邊まで聞つたへり王政維新後五月一日御祭あり

加知彌神社之事

氣多郡寺内村にあり祭神彦火々出見尊鶴茅葺不合尊玉依姫命やす王政維新後社格縣社に列し祭禮十月廿一日

第三十 鷺峯神社之事

同郡鷺峰山西の麓にあり 桓武天皇延暦年中神廟を御冠ヶ嶽に建る古宮地是なり其後焚火の爲に燔滅し社宇を麓に改め造る干時 花園天皇文保元年五月廿九日とす里人今古宮は是也元龜年中藝州毛利氏再興慶長九年郡主龜井武藏守故有てこれ以燒捨られ祭事斷絶する事九年也同十七年息豐前守又之再興其時社地を轉す今以神廟是也祭神大己貴命素盞鳴尊稻田姫三座なり

第三十 大雲院の史

天台宗にして元鳥取市上町博谷にあり東照宮別當にして僧公侃の開基慶安三年國主池田光仲君創建なり寺中に支院四坊あり當時へ甚壯麗なりき明治維新の際博谷より同市立川四丁目なる末寺靈光院に合併せり靈光院は米村廣治の建設にて今之を大雲院とい

ふ本尊阿彌陀如來なり並元三大師堂宅間堂もあり近來櫻樹を移植し池中に蓮を増殖する花時の風景絶佳なり

第三十 興禪寺の事

龍峰寺と號す黃派の禪宗として鳥取市栗谷町にあり僧千呆禪師の開基元錄六年藩主池田光仲君の創建國中第一の伽藍として寺内に支院三坊あり池田氏累代の菩提所なまき明治維新後池田氏東京に移轉せられしにより堂塔隨て廢壊せり現今は堂宇一棟を残して過ひず本尊釋迦如來あり

第三十 龍峯寺の事

同市栗谷町にあり龍德山と號す臨濟宗にして慶長十一年池田輝政の開基創建なり古へは堂宇壯嚴を極めしも今は明治十六年の再築に係る本堂一字あるのみ寺傳を接するに慶長年間池田輝政播州姫路在城の時菊潭 師に歸依して同所に一字を營み陣中の守護佛藥師如來を以て本尊とす次男忠繼岡山城に移り三世光仲君鳥取に封せらるるに及び當寺も亦三轉して此地に移る時慶安三年なま池田氏累世の香華院たりじも維新後漸く衰頽し池田氏累世の墓地は法美郡奥谷村に在り今は龍峯寺の住職守護せり

最勝院之事

同市湯所町にあり眞言宗にして初め法道仙人美濃國某地に草創し如意山久松寺と云ふ池田氏當地に封せらるゝに及び寺を養壽院と改め明治維新後又發し當市寺町最勝院此所に移り藥師如來を以て本尊とす又境内に臥龍松なる古松ありしが明治廿六年枯死して其幹のみを存す傍らに碑あり舊藩士正岡薰乃撰する所なる其文左の如し

卧龍松碑陰記

因藩學士正岡薰朝華撰并書丹

寺稱養壽院在久松城之近北舊號如意山久松寺。相傳天長九年弘法大師創此寺。爾後經七百四十餘年。天正中豐太閤之征此土也。城陷寺亦爲烏有。及吾藩封興禪公就國。繼絕興廢百度。惟新寺遂復舊觀。庭中有一古松生殿石上。亦傳大師所手栽也。蟠根屈曲而樹不甚高。枝皆下垂。其最大且長者。蟠蜒數丈斜亘池水。猶龍臥此碧雲也。實千年外物。賴免當時兵燹。至今貞堅繁茂。轉々晚翠不改其色矣。古者秦皇封泰山松爲五大夫。其人既亡。樹亦失傳紀。然則松之壽非久。而人命之壽旦久也。今此松受吾繼興之恩。長浴國家雨露之澤。何啻周代甘棠之遺愛而已乎。後是幾百年。城元興寺不憲不家香華院歲。時展墓必憩其下。風味吟嘯撫之。盤桓不能去現住有正法印。將立石其傍以標之。乞其名與記。

余不敢辭。乃名以臥龍。且書之以使後人知勿剪伐之意。云爾

安政紀元龍集甲寅冬十月

第三十 八章

寶珠院之事

同市北本寺町にあり明治三十年四月廿七日舊三月廿六日始て會陽開く當國中及び近國賽人群集す。是より毎年陰曆三月十五日になり本尊ハ日本三体の外もや眼白隨一不動明王の靈場にして皇室の御菩提所なる泉涌寺住職前管長鼎龍晚大僧正より降魔湯の三大字を書したる額面の寄附あり深野前本縣知事よりも會陽の二大字を認めし額面の寄附もあリて昔徳川家康は關ヶ原の合戦に同明王を祀り戰勝を得たる等靈驗著しく有名な明王なりと云ふ

第三十一 九章

毘沙門堂之事

邑美郡田島村にあり神宮寺と號す。花園天皇御宇の正和二年中郷領主村田吉間。入野大藏。中島大仙。三人の發願として神宮寺を建立其後山名氏當國守護職の比に此の寺に祈願所ありといへり其時に當寺は繁盛なり天文年中山名豊數國主寄附の金剛盤あり其銘今に分明也。文祿二年秋八月洪水の爲に堂宇皆無に流没して郊原乃地となる慶長元

年三月賴賢と云へる密宗の僧伯州より但馬へ通るやて當村に寄宿しる其前夜に村中の人々に夢に告有て放光寄瑞を見て昔御手洗井内一寸八歩の多聞天の小像得たり是神宮寺ありし時の本尊安阿彌の佛也此事を賴賢に告て行號の僧を暫し留錫せしめ一草庵の開基です其頃田野島村に山根万佛と云者あり此事を隨喜して此一草堂をこんりうして彼の本尊を安置す是後賴賢諸國修行の僧なれば何國へか行脚に出たり繼席の僧も無く村中の支配を成て幾人か庵主をも置たれ共歴代の次第もしれず元錄年中行性と云淨大宗の道心者又此草堂を守らしむ此時諸方へ勸化して草堂の破壊を修葺し新に三尺一寸の毘舍門天王を彫刻し昔の小像を佛軀の内に佛り込けるといへり其後福壽院と云る修繕者を請待して草堂に居らしむ此の人因伯を經歷して十方のためを勸誡して二間四面の毘舍門堂を新建し實に永錄は來の中興なるもの也亨保十五年九月造旱して入佛供養の儀式を執行して結縁の爲に一七日開帳して諸人に贍禮せしめ又一七日護摩修あるなり明治維新に依り廢堂たりしを同五年七月官許を得て復舊す鳥取岸原三目丁晴雲寺請待なり毎年陰曆正月三四兩日諸民群參せり 邑美郡田の島村古山名殿代々國主と稱して高草郡布施在城せられし時まで此所の布施の大手にして但馬より伯耆へ通り布施城下より但州へ往來の街道也故に此所は甚だ繁昌の地にて邑美郡の内の大村として村家も多ければ時の人田の島千戸と呼けり村中に寺院多くありて此頃今の尼砂門二間四面の毘舍門堂を建立是中興なり

多門山今瀧寺と云則八幡宮の神宮寺なれこ一名よは神宮寺とも云へり之よ昔は八幡宮地の跡も森の中にあり此寺の盛なまし時の物とて古き經のされ杯少し残りてありいづれの時代よりの寺といふ事も知ず年久敷當村に有し寺と見へしが其中寺の世の亂れに持博へたる舊記と惜減したり唯一つ屋形山名豈次の武運長久と祈禱したる時の護摩の佛具有施主武田又五郎儲に銘有て紛れなき古物也武田高信と布施の山名氏家老にして島取の城代と成けるの名城に捧籠り逆心を企布施屋形と合戰數度に及ぶ武田の爲に屋形山名の一族大半戦死せしたり其時田の島村は布施の大手なれば寺も在家も一字も残り無云燹より罹りて暫々人々住はず野原と成ける是は永錄年中なり依て昔の宮社もたへ神宮寺もたゑて村の中よ寺屋敷も云々名のみ殘れたり其後國中靜温しければ居民も皆像を道立歸り本の如く家屋を達連手田の島村の名を引起せり慶長元年當村の中昔の手洗井の内より多聞天の小の跡にたり一草堂建つて保十五年新に

第四章 摩尼寺之事

同郡覺寺村より廿二町許りにあり喜見山と號す天台律宗にして帝釋を本尊とす承知中茲覺の草創なり諸人靈應を祈りて信仰するもの常に絶えず殊に夏會式を盛むり 陰曆六月八両 とす奥院は此山の奥にありて嵐窟中に地藏を安置せり當寺の緣起には高草郡伏野の長者産見の創建なるよしへり天正中羽柴秀吉鳥取城攻めの時堂坊皆兵燹による、れり當時の堂宇は今奥院の近地或説曰今鳥取久松山城後秀吉の本陣山は昔摩尼寺の跡と云にありしとそ元和三年池田光政君因伯先判に任せ山林若干寺祿等附與せられ寛和年中大雲院二世榮春中興の開基なり

第一章 常智院之史

岩井郡岩常村にあつて天台宗にして本尊十一面觀世音と號す當院は舊大杉山滿願寺と稱す岩常城主山名伊豆守時氏の菩提寺の爲に建築く其時に堂塔院宇みちみらたす伽藍と見へたり天正年間兵火の爲に當寺殘らず焼亡す慶長二年光慶法印再興即今之号に改めり或説に曰滿願寺は當村の上の山にあり昔ハ大寺なり極に太平記より後村上天皇御宇正平十年神南合戦時國主山名時氏子伯耆國主同師氏共ハ京都將軍源氏にそむきて南朝の方とありて因幡伯耆二國勢を引きて神南にて將軍と戰ひて山名父子の方打負因幡勢多く打死せしかば師氏は其六人名をかたしるして當國岩常の道場へ送り其菩提を吊ららせられけると云へるは此寺の事なるべし

第四十 本光寺之變

同郡恩地村にあり曹洞禪宗にして本尊釋迦如來也舊巨濃郡大野の地に彌勒寺と号す屢住名を闕ぐ事久し應永元年防之鳴瀧奉雲寺第三世南壽の嗣弟南章長勝師遊歴し来て彼空院に偶居す因に領主山名源貴の歸望に依て永亨五年恩志呂村宇會下原に彼寺を移し枯笑山本光寺を改號師を開基となし佛頂瑞應禪師の勅號を賜ふ其のち天正乃頃山名氏没して衰へ寛文七年國主池田光仲君父忠雄若の爲に再興して今の地宗寺屋敷に寺を移す享保十一枯笑を瑞應と改む故よ山名氏を開基とし池田氏中興せ也

三章 第四十 正蓮寺之事

法美郡正蓮寺村の而影山に正蓮寺の趾あり 一條天皇の御宇の時建立せしも其後屢々兵燹に罹り今は昆沙門堂存するのみ近來此處より碑が立つ

正蓮寺昆沙門天碑

鳥取之南里許有山曰面影名顯於古歌爲國之勝區國府川繞其東麓而北漸山之西腹有昆沙門堂安置木像其下有正蓮寺村像冢所煙祀云今按舊記地有曰正蓮寺 一條帝長保中僧慧心來寓于刻此像安置焉延元中寺羅兵燹住僧匿像於寺後石窟而遁後人建堂奉之元龜中再羅兵燹像得免焉寺南有修驗真道遷之於其坊而世々奉祀至寶永中國主池田公老臣荒尾主計又爲與多聞寺又明治新政廢毀而村人尊信不措於是里正井關重戶長石河源五郎前後請縣迎像復祀乃使真道裔重司其事購四傍若干畝地附之今之昆沙堂是也今茲春重子重雄泥五子鉄藏始工建碑於堂此古寺跡更擴境城名曰多聞園來請曰靈物之存世非偶然也此係成九百年之前數經災厄而不捐村民之信之愈久愈篤信而神亦著焉今復之於舊君盍記之予曰善佛日萬法唯一心々誠求之何福不獲是故補公母之禱志貢山昆沙門面生重成今因幡之人心誠禱之則

蹟

安知楠公與重成不復出於國中哉乃書此以與之碑後有一大椎樹技葉蔚蒼因輪叫蟠苔蘚被之蓋數百年來物所諳石窟在其下碑前二古松左括右存亦如老龍將升天腫崛縹入寂魄々有聲圓前極曠濶可以登云

明治二十九年季十月

福密願聞官陸軍中將正三位勳一等子爵 烏尾小彌太題額

伯著川合清九撰

第四十 谷村觀音堂之事

同郡谷村の奥五町許り山上より縁起に曰 聖武天皇之后光明皇后御産の御祈のため行基に勅りして佛像を數多彫刻し諸寺諸山に納め玉ひし時此尊像を南都興福寺の西金堂に納玉ひし其後叢山の延暦寺にましくあるべ 平城天皇大同元年に當國登儀鄉谷の村に一字建立し玉ひ坊舍建連子寶生山円城寺と號し御祈願所となる其時此尊像を傳教大師叢山より下し玉ひ當寺の本尊として専ら寶祚長久天下太平國土安全を祈りしより依て今も當村の入口を大門と云天安代比大江貞基當國任國より下り玉ひし母一子無ゆ更を歎き此觀音を深く信仰して夫婦參籠し玉ひ他念なく祈願あつしに満する

曉かぬに北の方の夢に觀音の靈像を抱くと見玉ひ夫より御身も唯ならず覺へ玉ひ程なく一女が設け玉ふ是れ則ち和泉式部なり成人の後歌人の聞へ世に高して上東門院の女房たりしか其後元暦の比源平の戦ひに當國の在々村々焼打にす悲ひ哉當時伽藍坊舍悉々焼亡と其後年久しくして建立す

第五章 吉野堂之事

同郡松尾村舊ハ吉野村と云ふの中にあり眞言宗にして學行院とす本尊藥師如來とす兩脇士あり左は阿彌陀如來右ハ觀音薩陀長さ六尺也由緒し和銅二年開基行基の彫刻にして當國伏野村長者寄進花慶山光良寺を號し當時は廣大無量の大寺也しどや天暦二年の兵亂に當寺の領物とも殘らず押領せられ其上伽藍殘らず燒失文治四年三月二位尼再興す又四尺三寸廻り金作りの釣鐘一字建立あり其鐘のいぼくの中に平家の一門の苗字悉し彫り付上には新中納言知盛建立や彫付有りといへ共施主は西蓮なり本名彌平兵衛宗清となり天正元年雲州尼子氏の浪人山中鹿之助國府の餓山在陣に時此地に黃金多く埋め置きたりと聞傳へて鹿之助其郎等佛軀を打破りと求むれとも得ずと今に其あり慶長九年にて辻堂に入置きありと村民申合せ四間に六間の草堂を建立し其後に今乃堂を建

せじなり

四八

第六章 第四十

大安興寺之事

智頭郡用瀬驛の北廿町鷹狩村にあつて大化年中法道仙人草創す仙人は一名徳空といひて天竺の人なり少時靈鷲山にありて金剛摩尼法を修し道ば得て四方に遊び支那朝鮮とへて日本に入り播磨國法華山に止まれり 孝德天皇御不豫の時召されて宮に入り加持せしが其効少からぬとのり仙人本邦に在て開基せし佛閣十個あり此寺亦其一なりやふ本尊藥師如來をす和銅二年 元明天皇勅して醫王山大安興寺の號を賜へる實に國內の古利なり毎月八日廿日各一日を以て縁日として賽人賡集して境内頗る賑へりと云ふ

第七章 第四十

横枕藥師王堂之袁

高草郡横枕村の中にあり昔此地より五町許々東に稻田々云處に寺あり稻田山藥王寺と號せ其寺の本尊といへり寺に永錄中の兵火に燔滅す其時本尊及び四天王の像を持去り近村圓通寺の山の谷隘の窟中におくし置けるが其後寺を再興の人もむく時去り世移りて元錄四年の春此村の里民彼の窟を穿ち本尊並に四天王等堀出せり其比鳥取芳心寺八世日勇と云へる僧今當寺を建立し醫王山朝日寺を改めるなり横枕村といふは文正應

仁の比布施の屋形山名勝豐の時内室難産の患ありて當處稻田山藥王寺の本尊藥王佛に靈應を祈られければ夢中に老姿來りて室女に枕を與へ横に卧しむるとみて忽一男子を誕生せり横枕の名此に生するよし國中婦女多く參詣すといふ

第八章 第四十

長谷觀音之事

同郡長谷村より八丁西の谷奥にあり福聚山長谷寺とす真言宗として國民長谷の觀音と稱す名高き靈佛なり和銅二年創立天平中吉備大臣大唐より坂朝のぞき難風に遭て當郡賀露の津に着き玉へり其時に志願す因て此地に大和國の長谷寺を移して觀音を安置せらる亦降此里の名となる由今又陰曆正月國民多く參詣す

第九章 第四十

氣多ヶ崎之事

同郡内海村の杖衝坂の海に突出たる山鼻を正木端と云氣多ヶ崎是也とひへり又名を神向神下共いふと云へり其沖の方に屏風を引たる如し四角に直立せる島と於岐島と云へり高尾は白兎神社の後山なり以上舊事記又載所の名所なり又懸島といへるある於岐島と氣多ヶ崎との間に常ハ水とひとしく扁き小島なり干瀬にあらざれば明かに見へめたし大己貴の神此島にとりて八上姫を慕ひ玉ふ迹と云傳へたり今こう島を云ふは懸島の

四九

轉語なりと神下神向も皆大社神の通り給ふ故事に據れる名稱とぞ舊事記の所謂白兎の於岐島より和途の背を踏て氣多ヶ崎へ坂るとあり

第十五章

湯山池之事

岩井郡湯山村にあり昔は裏海の跡也寛政天明の比池周廻五十町許り池後は細川池につきたり湯山の方を上池で云ふ細川と下池といふ中比まで大池なりしどゞ近代沙を吹埋め新田となり今残りの池周回廿五町拾間小蝦を産し名あり近來當村外た湯山村疏水紀功碑を立つ

湯山池
文久年間湯山村里正宿院義般大興土功^至今賴其利^村民前川儀三郎等脅謀欲建石紀功以存永世^屬文於余湯山村在岩井郡介山近海常苦旱害有湖周回五十町許淤塞爲沼澤而其西南隔山^嶺又有一湖^多稱池澆灌停焉旱燥不耗而無能^{疏通}之者義般也爲里正欲興利除害計畫有年曰疏多稱池澆旱田流沙土墳沮洳則水利可通矣新畚可墾矣乃具狀請鳥取藩差吏檢案可其策允之發帑金備器用開隧洞穿山趾目湖至山土居連亘一千六百餘間作長渠以導湖水設閘門以前制水量是役也

功碑

文久

用工若干百人資金二千二百餘両閑日四百餘日功成如其素時文久二年三月也自此水利疏通永免旱害^{且得新畚二十餘町矣}今茲挿秧之候天久不雨往々苦旱而本村獨無事父老相謂曰嗚呼是豈非藩公之賜興宿院氏之功乎哉冀子孫萬世莫^レ諉^ム其德也於是^ニ有建碑之舉矣余已偉宿院氏之事又喜村民之志乃記其事且爲之銘曰

惟智能籌惟仁能字轉禍爲福^轉思興利^利蓄^蓄通閑禾稼厥遂邦君之仁里正之智豐碑爰建偉烈爰誌十萬斯年其蹟不漸

明治二十六年十月

森本滋榮撰

松田重實篆額并書

第五十
一章

石堂之事

法美郡岡益の西一町あまり隔りたる小山の森林中にあり室は二重臺にして下の大臺は方三間二尺なり一扁石を以て築み合せたる如く其上の臺は方二間半高一尺二寸厚上面二尺三寸なり其中央に天蓋^{シテ}いたゞける圓塔を安置す長六尺余方四尺余あり大臺の上三面よろ盤石をもて屏風を立てたるか如く畳みたり其石の大きさ凡堅六尺余横四尺余或そ五六尺もある可也今は大に破壊したれど其製作は宏大思ひやられぬ可し亨保中迄

はこの圓塔乃文字も分明なりし由にて里人安徳天皇の御陵ありと言ひ傳へあり又岡益
をり一里許を阻てゝ新井邑あり此山乃南麓に一石櫛あり長一間許となり二位尼君の壇
地なりやいふ此をり又二里許奥に荒舟山あり 天皇崩御の地なればとて里人此處を
崩御の平といふ因云是の 天皇の御陵ハ長門壇浦の外に全國十三ヶ所ありやなり

第五十
第二章

蒲冠者源範頼墓之文

八上郡片山村の最勝寺の後園山上の茶圃の中間にあり節頼の墓と傳へたり建久四年參
河守源範頼當州漂來の時梶原景時討手に來りしめば之を欺き範頼病死と披露し當寺に
入て出家し教頼法師を改名有と其實同八年十一月十日寂し給ふ則ち靈石山最勝寺に葬
る行年四十五歳息男吉見次郎範國當郡にて土師郷三百町領知して門尾村中山に在城す
其子孫岩井郡延興寺城主吉見宮内大輔と云ふ永祿中武田高信が謀叛を憤り宮内大輔當
國を去り但州へ退去あり壇谷周防と改名して二方郡芦屋地主とす天正年中秀吉の爲に
落城し周防又因幡へ落來り同年秀吉鳥取の城を攻玉ふ時鹽谷氏を雁尾の城に籠り丸山
城には奈佐日本之助籠り雁尾城ハ秀吉の爲ニ攻落さる壇谷氏雁尾を捨て丸山城に籠り
數月の後鳥取落城の時同日に自害して失ける

第五十
第三章

柳原權中納言量光卿墓之文

法美郡百谷村一溪山柳原寺の境内に量光卿夫婦の墓あり昔此の邊に領知せらるるが
時の亂をさけて京都より此の地に蟄居し夫婦とも此の處にて卒去ありしなり當國下向
ハ 後土御門天皇足利九代將軍義尚文明十八年の比より北の方は永正五年十二月量光卿は同七
年八月に逝去せられし由量光卿長子を資緒卿を稱す隱逸にして官位昇進を不望家嗣を
弟資定卿に譲て其後京都に歸る其子孫今東京華族伯爵柳原前光なり又資緒卿其の身
え當國に留りけると其子孫伊藤加藤兩氏あり伊藤は世々當村ニ住居を今實藏と云ふ是
れ末也加藤は八東郡皆原村農民德一郎也云者其末へと云へり

第五十
第四章

山中鹿之助幸盛墓之事

氣多郡鹿野村下町鹿野山幸盛寺本堂の後左側にあり石垣方一間許高さも凡そ同し其上
に無縫塔を安め臺石に法名を彫刻す爲幸盛寺殿潤 居士天正十一年癸未七月一日沙門
城道社照譽上人建立と鹿之助は雲州富田の城主尼子氏の浪士なり此地に墓を築る事
は龜井武藏守由緒有て其誌を殘されしより其子細い武藏守も舊尼子氏の被官にて初は
湯新十郎國綱と云し十七歳の時當國に落來り近隣村山宮村井村覺兵衛と云百姓是も

雲州浪人なりしか其家に養れ居られける時鹿之助は出雲を去り丹後但馬を經廻て當國を横行す素より智勇武策き剛果人に超當國に入て後城を落す事十三ヶ所なりと新十郎古傍輩の因あるを以て鹿之助に隨ひ所々に戰功あり鹿之助其勇氣ある振舞を稱譽し己がれ女を以て之に娶ハす此女子實は尼子氏の一族龜井某と云人の女なり龜井氏早世して其妻女娘併して鹿之介に再嫁せり鹿之介新十郎を婿となる龜井の家を再興せり爰に於て湯氏を改め龜井新十郎と名乗られけるも終に氣多高草郡の主に封せらる是偏に鹿之助の後是の恩徳よりと幸盛鹿之助寺を設して後追感の志止む事なく新に寺を建立し鹿之助の字を呼て幸盛寺を號し自筆の額を掲げ遺髪を葬埋して永く報恩謝徳の追善供修せられしこそ誠に殊勝奇特の事と謂つへし案するに鹿之助ハ天正六年七月二日佛中國阿部川より阿部の渡りと云所にて毛利輝元の討手に謀り討れたる事諸書にあり

第五十 第五章

吉川經家墓之事

邑美郡圓護寺村の谷険にあり村より二町余奥五反田と云處の徑の側に方三間餘り丘上より安置す吉川式部少輔經家の墓といへり經家鳥取城中において天正九年秀吉公の爲に糧道を絶たれ士卒る代々

武士の取り傳へたる梓弓

かへるや元の栖家ならん

と辭世を遺して切腸せし折り秀吉公其首を京都に送り胴体を此處に葬りしも乃なりと傳ふ

第六十 第六章

吉岡將監定勝之事

高草郡吉岡の人なり其先 村上天皇より出て赤松氏と祖を同くせり住地吉岡を以て氏とす父を春齊といひ六反田城に在りて累世山名氏に属す永錄乃末定勝毛利氏に歸して吉岡箕上山の城に居れり天正九年羽柴秀吉因幡討伐の時定勝弟右近と三百人を帥ひて防己尾城當郡福井村にあらずに迎へ拒む城山を負ひ湖に臨み要害甚堅固なり主將定勝かねて知勇もてきみあるしか敵の先鋒龜井武藏守茲多々羅尾に屯して數々來攻むれとも捷つ事能はず秀吉公因りて自進みて三津ヶ崎に陣し水陸並び攻めしかども城中少しも屈せず鎗を叢のて防ひ戦ひ剣へ大木巨石を亂下せしかば敵衆崖下に落ちて死せるもの數を知らず斬首三百級にいたる定勝の弟右近亦強猛にして連夜敵の牙營を襲ひ敵將多賀文藏之軍旗を奪取れり文藏慙憤のあまり先登して此辱を雪がんことを請ふ秀吉其請を許し惜す

に己の馬標を以てせらる城中うふがい知りて文藏を刺殺し馬標をうばひ首級と共に城
塙に列植して敵魁を討取ありと呼ふ秀吉大に憤怒せられしも更に其術なくて終に軍次
鳥取にまへし茲矩に命して緊く之を攻めせしめたり旬余城中糧竭て支ふる事能はず夜
中ひそかに遁出せり此時定勝毛利氏に奪らんとせしかども道塞まで出たること能はず
返りて用瀬^{智頭}郡の水内氏に倚れり水内氏は定勝の女婿なり其後水内氏やうやく零落し
ければ共に大塚^{高草}郡に徙りて僅に農圃に従事せしめ後つひに其家に没せり子五人あり
どう墓碑は村より一丁許北の山端なる小林といへる所又あり野坂より吉岡へ行く
通え左の山也

第五十 章 龜井武藏守茲矩墓之事

氣多郡逢阪村大字山宮村宇田仲武藏山にあり山は勝見村より連亘なる一小山脉の南端
にして東南は寺内村に境し南は老松雜木にして鹿野往來里道に面す此處正面にして道
傍に石鳥居あり明治十二年十月建之從三位龜井茲監と記彫せり之より曲折して上る凡
二町則墓所あり此間道巾貳間餘兩傍老樹鬱蒼たり墓所ハ山の絶頂にして反別四畝八步
中央に碑石あり方四間高五尺の石垣之れを繞る其外又方五間の玉垣あり碑東北面にし
て中山道月大居士と記彫せり同氏本姓近江源氏佐々木氏にして雲州玉造湯の住人なる

以て初父湯新十郎國繼と稱ニ尼子氏の浪士なり元龜二年當國に來り當大字山宮村の
住人井村六右衛門なるものに寄宿せり時に齡十七歳なり井村氏も舊雲州の浪士にて同
國の縁故を以て之れを養育す其後山中鹿之助宰盛も脅となり尼子氏の舊臣龜井氏の家
を相續して龜井新十郎茲矩改天正年間の始め羽柴秀吉公に屬し同九年軍功を以て氣
多郡を賜り鹿野城に居る武藏守と改む慶長五年關ヶ原陣に軍功を以て徳川家康よつ更
に高草を加恩あり両郡の主と封せられ同十七年壬子正月廿六日行年五十七歳にて卒去
す因て此に葬る今之伯爵龜井茲常は則ち此遠孫あり井村六右衛門の遠孫は士族田中熊
雄氏にして今尙同山宮村に住し系圖寶物顯然年々祭典執行あり

第五十
八 章

舊藩祖池田光仲朝臣略傳之事

光仲朝臣姓は源氏勝五郎と稱す其先 清和天皇より出づ賴光五世の孫恭政始めて池
田氏を稱セ恭政以後を九郎教依といふ楠正行遺服の子を養ひて嗣とす之を兵庫頭教正
といふ世々攝津に居しか數代の後恒利尾張に移れり恒利の子を信輝といふ勝入を號す
織田右府^信長に事へて豪邁強狀あり天正中徳川氏と長久牛に戰ひて没す其子輝政徳川氏
と和し尾張より攝津に歸る後慶長中播磨備前淡路を領し姫路に治し武勳甚多く右近衛

權少將より正三位宰相に進み徳川家康君の女婿たり輝政薨して嫡男利隆家督をつく
母中川清秀女也 次男忠繼母徳川氏を分封す 備前岡山城主三十二万石領す 其弟忠雄母徳川氏淡路國洲本城主六万石と号す 利隆五十二万石 播州姫路城
 嫡男光政君なり忠繼早世せられければ其弟忠雄代りて其封をつがれる即ち光仲朝臣の父なり朝臣は忠雄卿の嫡子にして母ハ蜂須賀至鎮阿波徳島城主の女なり寛永七年六月十八日江戸の藩邸に誕生同九年父卿薨せられければ年三歳より父遺業を續き封を因伯に移し三十二万五千石を領せらる 父輝澄播州内六万八千石分地也 輝興播州内二万石 家老荒尾某乾某等と謀りて政務を理め幼君を補佐せり同十五年十二月朝臣從四位下叙し侍従兼相模守に任せられ始めて本國に入治せらる夫人徳川氏紀伊頼宣の二女紀伊和歌山の城主なり承應二年近衛權少將にうつり貞亨二年封を嫡子網清君に譲りて退隱せられしが元錄六年七月七日鳥取城に薨去年六十四法美郡奥谷清源寺に葬り法諡を興禪院殿といひ藩祖を稱せ朝臣七男四女あり二子仲澄に封三万三千清定に封二万石を分つ之を東西兩館といふ朝臣少時英邁威武已に長して沈深剛毅なり學術文武を兼ね又和歌に巧なり入國以來精を勵々し治が計士を養ひ民を恤み二百年藩治の基礎を建てらる因伯二國今に到りて其遺徳に頼る者多し偉なる哉盛なる哉

第五十

舊藩政之概略之事

舊藩の政事は悉く藩主の總裁に依ると雖も又自ら職制あり家老は専ら國政を執り中老用人職に參與し目附役非違檢察の任又當れり家老の家格は常に定まりて異同なしといへども用人職ハ平土の食祿三百石以上にして吏務に達し國事に任ふべき人物を撰みて之に命ぜ家老の次席が番頭やいふ番頭は各一隊の番士を隸屬して所謂侍大將なり次を物頭寄合諸奉行といふ平時鎗供を許さる其次を平士といふ平士以上は土地を領するものなり公廩の支給を仰ぐ者あり常に騎馬を許さる平士の下を卒とす徒弓徒苗字付足輕等あり帶刀を許さる士卒の數は鳥取住居江戸定詰米子詰倉吉詰其他家老下の家臣を合せて凡七千余ありきともいへり

民政局ハ在役所と稱し堀端町にあり是局の長を郡代といひ各郡を分擔すると郡奉行といふ其屬吏は下吟味目附等あり因伯二國の租稅と郡郷に關する土木勸業又風俗上の取締を領す租稅の徵收法は最初立毛免なしが元祿中米村廣治の建議に據りて受免に改め凶荒の時は貸米を施與する事とあれり

用度局ハ裏判所と稱して在役所の裏手にあり閻藩一切の用度を取扱ふ吟味目附下吟味

役等乃吏員あり會計局ハ勘定所と稱して在役所の東に在り其長を根取といふ其次を元締とす其他目附倉奉行筆算役等雜務に關する吏員甚だ多く金穀出納俸祿等の事を司る以上之を三役所と稱す

其他寺社作事船手蠟座銀行等の諸役場あり銀札を享保十六年十月より施行來りて一分二分三分一匁十匁あり後に之を五匁五拾匁を増發せり

市政は本町々用場にて之を司る長を町奉行といひ属吏には下吟味町役人等あり刑獄は大目附之を司る其下徒目附劔手下奉行捕手等あり刑獄審理其地風俗上一切の事を領す牢獄は今の西町市役所の地に在り志本牢モ立川矢津にありシを假牢とす罪科は有祿代者罪あるときを差扣遠慮閉門切腹等を申付らる又被廉耻の者い會處召どもりて揚屋に入り終身禁錮又を追放斬首に處せらる庶民には人氣咎入牢斬首梶首鋸引火刑等あり

軍事は御家流とて軍式法あり時々定日を期して其家に講習せしが後々古海練兵場にて演習する事となれり又兵書は尙徳館にて軍學師之を講義せり教育は學館ある尙徳館と稱す長を奉行其次を吟味役目附儒者師範役等とす文科ハ主に經義史傳などを講じ又

兼て國學禮法美術やも教授せり武科は刀槍弓銃馬術舉法等あり現今中齡以上の士族大抵皆之の薰陶をうけざるものなしされど又錦外よも各種の専門家ありて士民の特ニ志あるものを教ふ其中習字科の如キは士民一般寺子屋に入りて業を受く手本はいづは苗字盡名頭寺子教訓書商賣往來庭訓往來古狀摘要等修身日用上に關する者多し以上い總て光仲君の経畫せられ一法制なれ共近代に至りて慶徳卿の改擴せられし者も少からず

第十六

風俗之事

家屋は古より藁屋多く茅屋少し文化中佐橋の大火灾より杉板或杉皮を用ふる事となりたり現今は市中大抵黒瓦又は赤瓦を用ひ家柱に古は檜木多めりしも今は櫻松杉を用ひ墨もて塗付るゝ全く雨雪多き國なれば材木の腐朽を防かんが爲なり

食物は市中は概ね米麥を用ひ魚肉を食ふ郡郷よりて麥粟或は蕃蕷を交へ食す最も僻地に至りては稗を食ひ干魚野菜を喫するに過ぎず

衣服は上等の人縮緬絹布或は木綿麻布等を着下等の人は大抵木綿に限る兒女は好みて紺飛白の衣服を用ひ又毛織物近來市中に行はる舊藩中ハ節儉を主とするか故に中等以

下乃人は常に絹布を着るふとを得ざマセ

婚姻婚古は殊に鄭重として父母必ず之を定む自由結婚杯は大抵下等社會の鄙風なりき。男女見合杯いふ事なし婚姻の當夜を祝宴が開き親戚朋友或是一郷の人は呼ふ三日が三つ目やて造り方より貴方を招き饗むるなり喪祭は神式佛式等あり埋葬は晝よりも夜を多一とす舊藩政にても父母の喪には士人の子は編笠を被り藤色の喪服を着し五十日間は必ず墓所に日参する事ありき。

言語は概して軽捷ならず稍重き方なり發皆は語頭ひやしと混じ易く拗音は伯耆近傍の人もくことくこれらども因幡人は動もすれば直音がに約まる方言ハ種々なれ共なぞんに呼ふ御出なされを御出んされ又來なされを來んされやいふ又の語尾長く引く面白いなし嬉しいなじの如し其他名詞動詞等一地方に限る言語少からず

第六十章

伊良子仲藏之事

伊良子憲字は子典幼名吉太郎後仲藏と改め大洲と號を寶曆十三年正月鳥取新町に生る兒たりし時甚た聰慧ならず唯よく四書を讀習へり長して安藤草を師とす章常に大器晚成以てこれを望めり藩儒箕浦長孺召し見て借すに書籍を以てす後河田東岡に従ひ易奴古宮部東一等皆著名なり

第六十一章

土方稻嶺之史

土方稻嶺初後藤氏と稱し後土方氏を冒す天性溫雅人の師表たるに足る幼より畫を嗜み長して薄老荒尾氏に仕ふ後故あって同氏を辭し奮激の余遂に江戸に至り畫技を修め清人末紫石の弟子末紫石に就き明畫の蘊奥を極め名聲一時に高し荒尾氏聞て本藩に薦舉す藩主齊邦君召して近從にむへらる是より専ら本藩の畫事に任し敏腕を振ひ特色を顯はし花鳥山水皆其妙を得たり又能く鯉魚を寫す游泳跳躍の態をながら眞物の如し小利を得んとする者のこと大家の屑とせざるわざなりと其自ら畫めんとする時ハ必ず先づ靜堂に入り香爐を薰じ精神を澄しめ然る後筆を下す是以て畫常に神逸ならざるはなし大畫伯の稱あり畫風大に起る文化四年三月没す年七十三其子稻林稻洋畫技を繼ぐ弟子黒田稻臯尤も名あり

安藤伊右衛門之事

八上郡郡家の人なり常に心を地利に注ぎ公益を起し富源を開かんと欲す當時其居所近傍數旱魃又苦み水利に乏しきを以て八東川を引き灌漑に便にせん事をハカリ狀を具して藩に請ひしか藩私費を以て之を辨せしむ伊右衛門大に喜び奮て其業に從事を實に文政三年五月なりき地道の大畧先づ閘門を八東郡安井宿の社前に開き同宿の中央を通し大門殿市の谷西御門より四邑と經て通谷に至る通谷は郡家と西御門の間にありて八上八東の兩郡界あり其間山崖を貫き岩石を穿ち延長凡二百五十間又所々孔穴を穿ちて大氣を通じ日光を取り其より又長渠を通して山嶺へ出で進みて郡家を過ぎ宮谷に至る延長凡六千〇十間余安井の閘門より是に至るまで里程凡二里廿八町餘同六年四月功全く竣る其間凡て四年工夫の數五万七千四百八十三人其費用七万二千二百二十九両に上れりされど新に陸田を化して水田となしたる者十五町餘舊田の新渠によりて水利を得たるも一二百七十二町藩主其功蹟を嘉して金三百三十両を賜ひ渠床の正租を除き又收租の十の二五を以て其家に附せらる伊右衛門當時年七十猶よく工夫を指揮して其役役監督すること二年一日の如く家財漸く殫亡して僅かに少計の地を有するに過ぎず其忍耐

苦辛思ふ可し文政十年三月病みて歿し年七十七其子伊兵衛家を續きて地道を修理す地道築堅固なり伊兵衛の子仁平又父祖の業がつき安政二年分水渠四條を開き久能寺に注けり長凡三千四百七十間又剗水を利用して池塘を作る其他土地を開けて水田となしたもの十四五町其功未だ成らずして明治九年三月没し年五十二

王政復古前後の驕慢附殉難諸士之事

王政維新の初めに當りて各藩尊攘の説を唱める士少めらす我藩亦慷慨憂國の士前にハ仙石隆明石川一貞高瀬正誼等の如もあり後には松田道之宮原積足立清風等の如きあり其他靖國神社東京或は招魂社等の祭祀務らるゝ者數ふるに遑あら

八尾正明は支封池田清直君の世臣にして食祿百五十石天性忠直と稱ば累進して用人役となり當時主君内を好みて荒情なりければ正明屢々諫て曰く方今洋夷猖獗海内危懼宣しく力を本藩に協せて國事に儘すべし逸遊娛樂の日に有らざるなりや安政二年八月終に諫疏一篇を奉り刀に伏して自裁す母伊吹氏亦賢なる主君の爲に改悟せられぬと聞き悦びて曰主君にして此れ如し我兒の死惜む足らざるなり

河田景興糟谷武文等二十一人皆本藩の士なり當時天下尊攘の説漸く喧しければ本藩主

銳意之を主張し藩中の壯士文武の名あるものを撰み周施方と名けて國事より奔走せしめられたが文久二年藩主京師に朝し都下を衛護せられしにあたりて適々外人内海を劫はるの報ありあれば朝廷急に幕府を責め給ひ王政復古の業殆んど日を期して待つべかりしよ藩議因循にして尊攘に一決せざるを怒り一夜藩主の旅館本國寺に突入し用人職側役等三人を斬り又一人に逼いて屠復せしめたり元治元年七月藩主命じて國に歸へし荒尾志摩の邸内に幽せられしが慶應二寅年七月廿六日夜皆潛に同邸を脱して海路長州に奔逃せり王政維新の際其首謀河田景興官軍乃參謀となり宇都宮に戦ひて殊功あり中井範五郎小田原に戦死す其他亦各其功を顯はせりといふ明治元年正月本藩の兵既に官軍に加はり京都伏見淀の各地に奮戦せしむ二月征東の軍起るにあたり藩議又大に兵を起して江戸に上らしをしかば此より藩兵上野宇都宮白河等の各地に轉戦して陸奥越後に攻入り屢戦功あり藩老和田信美鶴殿長大炮隊近藤怡等尤勇名あり支封西館の兵亦強壯と稱せり官軍凱旋の後一藩の士卒賞賜を受くる者少からぬ

第六十

池田慶徳朝臣の略傳の事

慶徳朝臣は徳川齊昭卿(水戸烈公)の第五子なり嘉永三年水戸より入りて池田氏を繼續

せられき夫人池田氏寛子と稱す支封清直君の女より朝臣幼より英明にして學和漢を兼ね和歌に巧に書く妙なる年壯にして尤も意と内外の事に注ぎ大に舊制を釐革せらる其美蹟一々して足らずや雖凡其内治にありて著しき者以挙け職制改め學校を擴め文武以獎め物産を殖し新田を開めれし等の舉あり又其外にありては米艦渡來以後天下刑政日に非なる慨たみ専ら尊攘の説を唱へ屢京師に朝し王政復古の實を擧げんとせられたるが如きは當時天下の耳目に銘識せり然るに慶應以來長く重病に罹られしかば其意大に伸ふること能を以て「ふぬ王政維新の際特に議定職に擢任せられ從二位中納言に進み後更に鳥取藩知事たり廢藩置縣の時東京に徒り華族會館の副部長に擧ばれ明治十年國情視察爲爲鳥取に乗り傍ら士族授産の事に助力せられしか同年八月京都滞留中病にかかりて俄に薨す年四十一朝旨正二位を追贈せらる翌年本縣士族等相謀り樗谷神社に合祀也光仲君以來最有爲の君を稱せ夫人子なく朝臣に先ちて逝去嗣子輝知君庶出なり侯爵に列せらる同廿四年逝去同年徳川慶喜公の第五子仲博君を迎へて其繼とす

第六十一

田村貞彦之叟

貞彦名ハ弘字は伯毅通稱貞彦初め甚左衛門といひ復齊と號す村上潛龍の長子なり少時

田村閑鷗の嗣となれり天性忠勤身體短小なり學術に富み時勢に達し殊に書に妙なり天保中近習目付より西館候の傳役に轉じ嘉永年東館侯の傳役とお尋で本藩乃用人役に遷る此際藩主慶徳卿の職抜を蒙り藩政改革の事を補翼す又大に力を農政に用ひて民の疾苦を除けり安政六年中老に進み文久三年同職を辭せりされど猶時々機務に參與し明治元年春徳川氏京師に犯入するに當りて本藩の兵既に京師淀伏見に戦ひ勝ちたりしも藩廳の俗吏なを向背よ感ふ者少からず此時貞彦蹶起して廳に上り藩主に謁して痛く其下狀を陳へ即時皆盡く退去せめたり而して勤王の志益確し同年四月會計局總裁に任せられ同二年六月副執政同年十二月職を辭し爾後復た官に就めず只文墨を以て子弟を教ふ同八年二月病て卒し年七十四國中聞く者衷惜せざるはなし小川某の次子を養ひて嗣とす平四郎と稱す

第六十章 飯田年平之事

年平通稱を七郎といひ石園を號ひ氣多郡寺内の人なつ父を秀雄といひ國學に通し詠歌に巧なり世々其邑に祠官たり母は白岩氏五男四女あり年平は其第二子なり幼々して強記夙くより家學ばうけ才藻敏膽吟咏人をあらわせり年十餘にして本居大平伴信友加

納諸半に從遊し諸平深く其才を愛でて畏友と稱す年平又諸平を推して眞淵以後の一人と云へり此より歌人三平の名天下に聞ゆ三平とは年平諸平石川依平をいふなり萬延元年尙徳館の國學教授となり士班に列す明治二年大政官乃官吏に轉じ程なく神祇大史となり後式部職御用掛從六位に叙せらる同十九年六月病みて没し年六十七片山某の子年治後を繼ぎ葬後十日又病みて没す年心淡に篤し常に古道を以て自ら任せり晩年力を著述に專にし病中といへ共暫く廢てず歌集を石園集と名づく他の著書皆稿を脱せずといふ

諸學校之事

學校に舊藩中尙徳館と稱する學校ありしか明治二年之を廢止し同五年文部省制定の學制によりて所々小學校を建設せり男女生徒の數漸し増加して同廿五年の調査に依れば小學校の數百十八にして就學生徒男一萬三千人女四千百四十六人通計一萬七千百六十六人あり尋常師範學校は全十九年の建設として同二十一年十一月平徳館の敷地に改築せり男女生徒通して一百人を入學せしむ尋常中學校は同時鳥取舊城内に新築して現今生徒二百余人あり以上各學校の學科は品類に由て差異あれども修身德育の一點に至りては何れも皆全二十三年十月三日の勅語にからざるものなし

背食

人君爲治之道二曰文曰武文以修己治人武以防姦遇邪人臣之道亦文武而已故立其身行其道以竭將順匡救之誠委其志氣致其精力以供國家不虞之用是以古昔聖王必正學校之政明文武之道自洒掃應對之節至禮樂射御書數之事皆建其師以致之所以使人知爲君爲臣之道也吾

岱岳公之創建尙徳館也祭宇部加露二社之神以落之藩之有學益始于此矣然草創之際教政未備規摸未盛時會公沒顧至百事廢弛以故公志終不果也寡人不德自水戸來繼先君之緒欲以紹述其志於是講說之堂練習之場經之營之以聚國之子弟曰夕孜々肄業於其中聖廟已成又新築一社祭二神春秋獻繁以表崇敬之意因記其事刻諸不欲使下藩之士文事武備無所偏廢且知爲君爲臣之道不出於是二途也豈寡人之私意乎卽先公乃遺志也爾

萬延紀元甲申正月

從四位上行左近衛少將 源朝臣慶徳 摂並書案

近江屋墓之縁起

第六十
九章

鳥取市吉方村の外れ若櫻往來の右傍に狹隘なる共同墓地なり字を近江屋墓といふ其何故なるを知らず一日鳥府誌を繙きしに左の記事あり

一木橋を渡りて行當りの處に寛保の比まで近江屋といへる豪農の宅ありしとなり其より下の續きに行つまりの入込あり今に此處の名を門處と呼り是ら門の有し處なりと聞ゆ(中略)上方ハ御下屋敷の横手迄は是か屋敷なつともや何の頃落魄せるにや今は其名をも知りたる人稀なり村の上外れより一町程置く近江屋墓といふ處あり當時は惣墓となれり

であるによりて近江屋墓を唯豪農某か墳墓あらずし故の名とのふ思ひ居ありした其名の今に傳ひりしも宜にこそ彼の近江屋といふものは單に富有一田舎翁にあらずして其功蹟の後世に傳ふべきものあれはより然れども近江屋頽轉の後既に幾多の星霜を閱えたる今日固より其詳を知るに由なけれとも岩成窯輪山本喜代藏其他二三の人の傳なる所にとり彼此を取捨つて僅に一篇となしぬ予が不文が願みすして之を草むる所以のものは今にして記せされば其事跡の埋没して知るへからざるに至らんとば惧るゝと一

には之が餌して尙ほ其詳を釣らんと欲すればなり

近江屋名ハ安兵衛といふ享保十五年九月二十一日設す其生月を知らば隨て其壽も考へからず佛號を卽峰是心善男也いふ其偶を釋尼受誓信女と號す享保十八年二月十一日を以て設レ夫妻共に近江墓に葬る今猶花崗石にて造れる二基の石碑は其水眠の地なるを知らむ未葉も維新頃までは鳥取に於て染色の業を執りといへば今は如何にせしや探索すれども未た知らば安兵衛夫婦の位牌は吉方村の觀音堂より安す

元吉方村も粟谷より以北上町邊を中心として今の吉方町邊の總稱なりしが如し慶安二年東照宮を樗谷に奉祀せらるゝ農家は悉く今の吉方村に移轉せしめらる然るに今の吉方村も當時僅に國府川より来る小流を大宮谷より来る一條の流れを以て田土に灌きしも旱天に到る處龜裂を生じ米穀登らす全村之が憂ふ時に義俠なる一人の奴漢一の身を堤けて公益の爲めよ水利を通せんと欲し之を官府に謀る請願再三に及ぶも其費用多大なるを以ての故よ採用せられず然れども彼何ぞ是を以て其志を挫折すへき是より益奮勵經營慘憺私財抛ら遂に之を成就し後生がして無窮の利益を享受せしめしもばは抑も誰ぞこれ近江屋安兵衛其人なり

往昔圓通寺村より千代川の水を分ちて田の島村に通する用水あり近江屋夙に之に留意し以爲らく此の水路を擴張して之を吉方又導か以て旱害なからしめんことは百方苦心の上胸中計園既に熟す即ち圓通寺に大口堰(又は三牧堰)を設け其水路を廣大にして八坂橋本、馬場を経て西大路に至り大路川に架けるに長十九間幅七尺許の大筧を以てし雲山、新村を過ぎ吉方に至るの工事を落とといふ是を以て今日に至る迄他村のもの此の水路に堰を設けて此水を使用するを許さずと爲めに吉方村には用水充分となりたれば大宮谷より來る所の水路は不用となり唯筧橋は土地の字に残れり又當時の設計書は傳へて吉方村にありしか五六十年前火災に罹りしどと惜むべきの至なり

近江屋のむこうの工事を猶力にて落成するや國老某之を賞美し彼を招き杯を掲て安兵衛に屬す安兵衛懽喜堂する能はず一飲之を罄しきて舞ひ其足の踏み所を知らざりしと國老徐ろに彼に語て曰く汝の功偉矣吾何を以て汝に與へんむ希望を告げと彼答て曰く吾か希望は此の水路なり今吾の希望既に成る他に望む所なしと國老曰く然らん然れども人は一願了らば又他の願望生れるもの也考慮して答よ安兵衛考一考して曰く吾此の水路を新設し爲めに資財を傾く固より然みなし獨永眠の地なきを遺憾とす願くは夫婦の

爲めに墓地を賜へ然らば何れの地が得さにへき曰く吾死するも此水路を見て樂まんや
欲す願くは水路の傍を賜へと死して水路の傍に葬る是れを近江屋墓となす鳥府法載す
る所にこれは寛保の比まで其宅あり」といへい彼の死後尙十餘年間は邸宅ありしと見
へたり公益の爲めに一身を委して名利の外に沼然たるもの天下幾人があり其事蹟僅二
口村に止ると雖とも後世の龜鑑とすへゆなり

因に云近江屋の子孫彼の墓所の祭祀を欠くに至りしよゝ吉方村の農家協議の上毎年舊
暦七月二十三日を以て僧を招き香花を手向け夜は提灯もと點して祭祀を行ふとそされ
あるべし

明治三十六年五月廿四日

寸雲初稿

因幡國史談終

1/37


明治卅六年六月廿一日印刷
明治卅六年六月廿七日發行

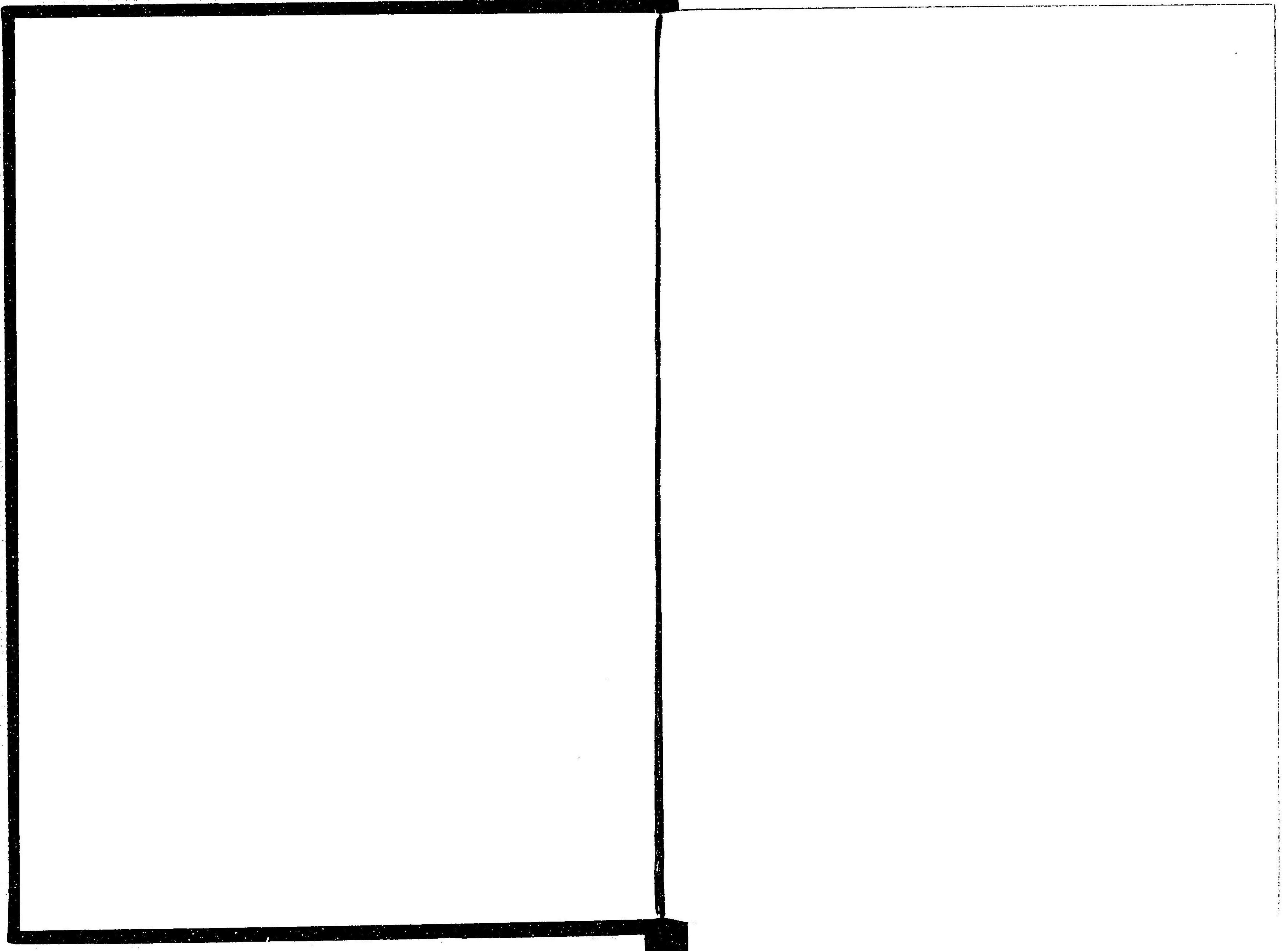
鳥取市立川一丁目九十七番地

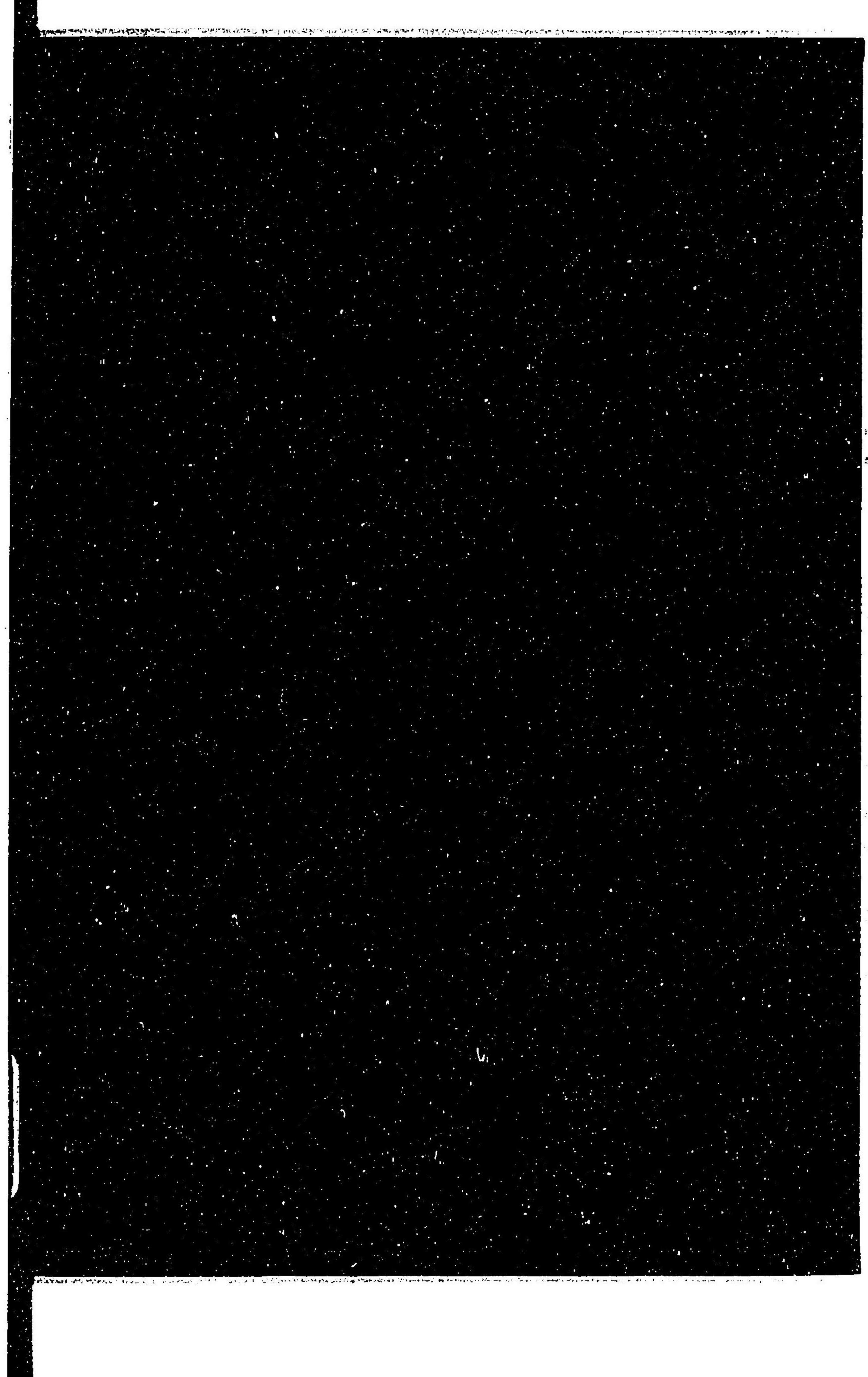
發行兼編輯人 金居小太郎

印 刷 所 石 井 政 光

鳥取縣岩美郡美保村大字古市村四十五番地







81
883

025770-000-5

81-883

因幡国史談

金居 小太郎／編

M 3 6

ADC-3307



